

**第9期**  
**新見市高齢者保健福祉計画・**  
**介護保険事業計画**

令和6年3月

岡山県 新見市

## ごあいさつ

現在、我が国では少子化と高齢化が急速に進行しており、総人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者の人口が増加しています。特に、令和7年には団塊の世代が後期高齢者になることから、後期高齢者の人口の急増に伴って介護を必要とする方も更に増えることが予想されています。



本市におきましても、令和5年10月1日現在、総人口26,762人、高齢者数は11,598人で高齢化率は43.3%、この内75歳以上の後期高齢者の割合は58.6%となっています。高齢者人口は減少傾向となることが予想されているものの、それを上回る総人口の減少により、高齢化率は上昇を続けており、介護を必要とする高齢者への支援だけでなく、ご家族の介護負担を軽減するための支援、介護専門職の処遇改善や人材確保など、より多くの介護に関わる方々をサポートしていく体制の充実が必要となっています。

そこで本市では、令和7年の団塊の世代が75歳以上となるピークの年を含めた、高齢者福祉及び介護保険事業を円滑に実施していくための計画である「第9期新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。

本計画を進めていくにあたり「共に支え合い 笑顔があふれる あたたかいまち にいみ」を基本理念とし「地域包括ケアシステムの充実」や「認知症対策の推進」「介護予防と健康づくりの推進」「社会参加と生きがいづくり」等の6つの基本目標を掲げ「地域共生社会」を実現し、全ての高齢者があらゆる世代の市民と共に、日々生きがいと住んでいて良かったと実感していただけるまちづくりを目指します。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、慎重にご審議いただきました策定委員会委員の皆様、並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

新見市長 戎 斉

# ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画の概要</b>	<b>1</b>
【1】計画策定の背景と趣旨	1
【2】計画の性格	2
【3】計画の位置付け	3
【4】計画の期間	4
【5】計画の策定方法	4
【6】介護保険制度の動き	5
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状</b>	<b>11</b>
【1】人口等の動き	11
【2】介護保険事業の現状と実績	16
【3】介護保険サービス利用状況	17
<b>第3章 第8期計画の検証結果から読み取れる課題</b>	<b>22</b>
【基本目標1】地域包括ケアシステムの推進	23
【基本目標2】認知症対策の推進	26
【基本目標3】生活支援の充実	28
【基本目標4】介護保険事業の充実と円滑な運営	30
【基本目標5】介護予防と生涯を通じた健康づくりの推進	32
【基本目標6】生きがいくくりと社会参加の推進	36
<b>第4章 アンケート結果から読み取れる現状と課題</b>	<b>38</b>
【1】介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の整理と課題	38
【2】在宅介護実態調査の整理と課題	49
<b>第5章 計画の基本的な考え方</b>	<b>52</b>
【1】基本理念	52
【2】重点目標	53
【3】施策体系	54
<b>第6章 施策の展開</b>	<b>55</b>
重点目標1 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	55
【基本目標1】地域包括ケアシステムの充実	55
【基本目標2】認知症対策の推進	61
【基本目標3】安心して暮らすための支援の充実	64
重点目標2 健康で生きがいのあるまちづくり	67
【基本目標4】介護予防と健康づくりの推進	67
【基本目標5】社会参加と生きがいくくり	72
重点目標3 適切に介護サービスを利用できるまちづくり	74
【基本目標6】介護保険事業の充実と円滑な運営	74

<b>第7章 介護保険サービス等の見込み</b>	<b>77</b>
【1】要介護等認定者数の推計	78
【2】各サービスの見込量（全体傾向）	79
【3】日常生活圏域別地域密着型サービスの見込量	83
【4】介護保険給付費の見込み	87
【5】第1号被保険者の介護保険料	90
<b>第8章 計画の推進</b>	<b>93</b>
<b>資料編</b>	<b>94</b>
【1】新見市高齢者保健福祉計画策定委員会規則	94
【2】新見市介護保険事業計画策定委員会設置要綱	96
【3】高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿	98
【4】策定経過	99

# 第1章 計画の概要

## 【1】計画策定の背景と趣旨

### 1 計画策定の社会的背景

我が国の高齢者人口は、令和4年には過去最多となり、高齢化率も過去最高※となりました。今後も高齢化率は上昇が見込まれており、医療や介護の支援体制の充実をはじめ、地域の維持や少子化対策など、様々な分野において課題が山積しています。

そのような中、令和7年には団塊の世代が後期高齢者となり、さらに高齢者の人口がピークを迎える令和22年には、85歳以上の人口が急増し、医療、介護双方のニーズを複合的に有する要介護高齢者が増加する一方、その人たちを支える生産年齢人口の急減が見込まれています。

介護保険事業は、平成12年の創設から既に20年以上が経過し、これまで以上に、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの変化等を見据えた、介護サービス基盤の整備や地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化、介護人材の確保等、介護サービスの在り方についての検討が求められています。

一方で、令和5年6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）」（以下「認知症基本法」という。）が成立し、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができるよう、国や地方公共団体に、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが規定されました。

今後も高齢化率の上昇は避けられず、介護保険制度の持続可能性を図るためには、高齢者の生きがいづくりやフレイル予防の推進をはじめとする、介護予防施策の推進による介護給付の抑制、健康寿命の延伸や高齢者の就労の場の確保など、高齢者がいつまでも元気に活躍できる地域社会づくりが必要となっています。

※ 総務省「人口推計 2022年10月1日現在」より

### 2 計画策定の趣旨

本市では、令和3年度から令和5年度の3年間を計画期間とする「第8期 新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）を策定し「住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」及び「健康で生きがいのあるまちづくり」を重点目標とし、地域包括ケアシステムの構築をはじめ、高齢者保健福祉施策を総合的に推進してきました。

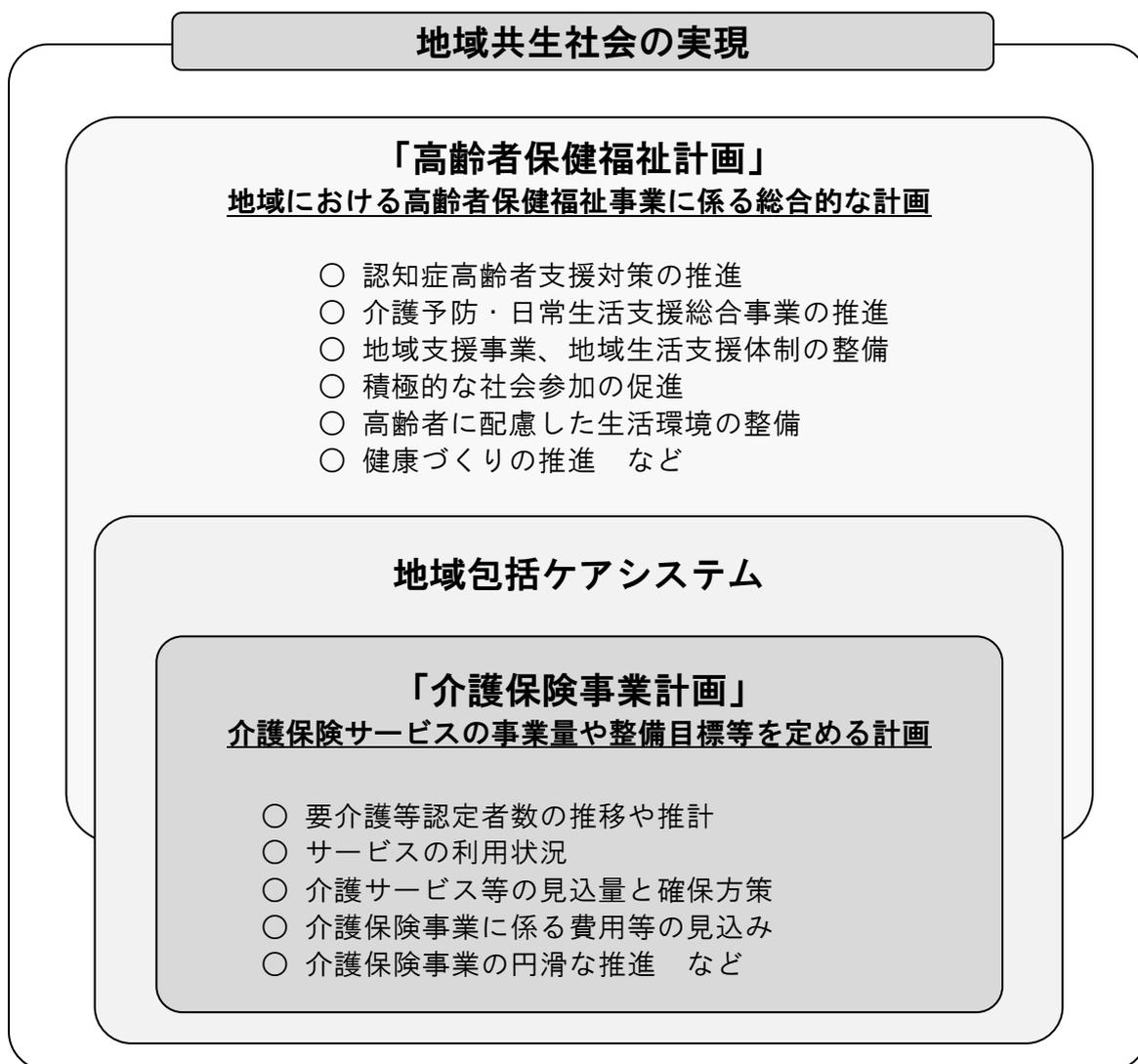
この度、第8期計画の計画期間の満了に伴い、令和6年度から令和8年度までの3年間における「第9期 新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定し、地域共生社会の実現に向けて、地域包括ケアシステムの深化を図り、多様なニーズに応じた高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の充実に努め、誰もが高齢になっても暮らしやすい社会を目指して、必要な施策を展開します。

## 【2】計画の性格

「高齢者保健福祉計画」は「老人福祉法（昭和38年法律第133号）」第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」で、全ての高齢者を対象とした生きがいづくりや日常生活への支援など、高齢者に関する保健、福祉事業全般を対象とする計画です。

一方「介護保険事業計画」は「介護保険法（平成9年法律第123号）」第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を根拠としており、要介護等認定者が、可能な限り住み慣れた家庭や地域において、自らの意思に基づき利用する介護保険サービスを適切に選択し、自立した生活を送れるよう、必要となるサービスに関する整備目標等を取りまとめる計画です。

高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画は、相互が連携することにより、総合的な高齢者に対する保健、福祉事業の展開が期待されることから、本市では両計画を一体的な計画として策定します。



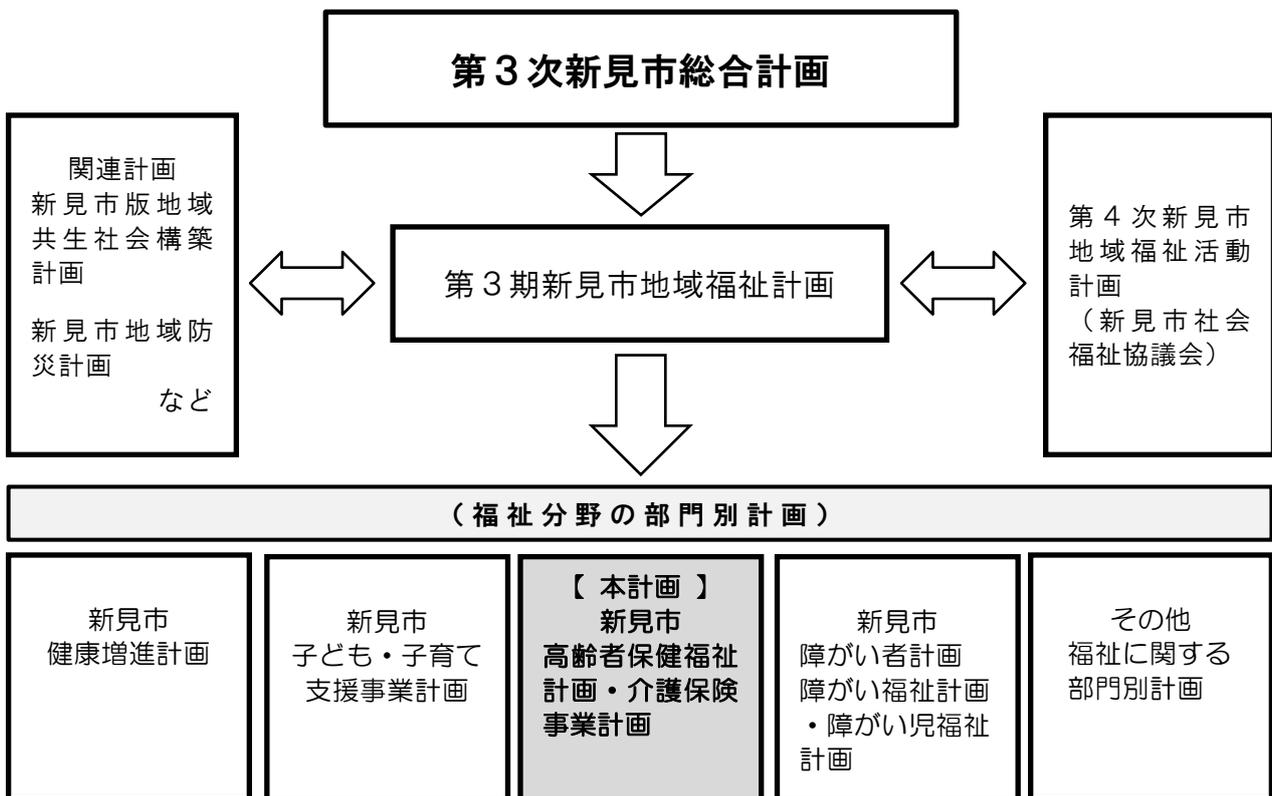
### 【3】計画の位置付け

本計画は「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、国の地域共生社会の実現に向けた考え方を踏まえ、本市の上位計画である「第3次新見市総合計画」や福祉の総合計画である「新見市地域福祉計画」をはじめ、関連する分野別計画との整合に配慮するものです。

「第3次新見市総合計画」では「人と地域が輝き 未来につながる 源流共生のまち・にいきみ」という将来像を掲げ、まちづくりの方向の一つとして「地域共生社会の構築」を定めています。また、高齢者福祉の分野においては「高齢者が生きがいを実感でき 地域全体で支えるまち」を目指した福祉のまちづくりを推進しています。

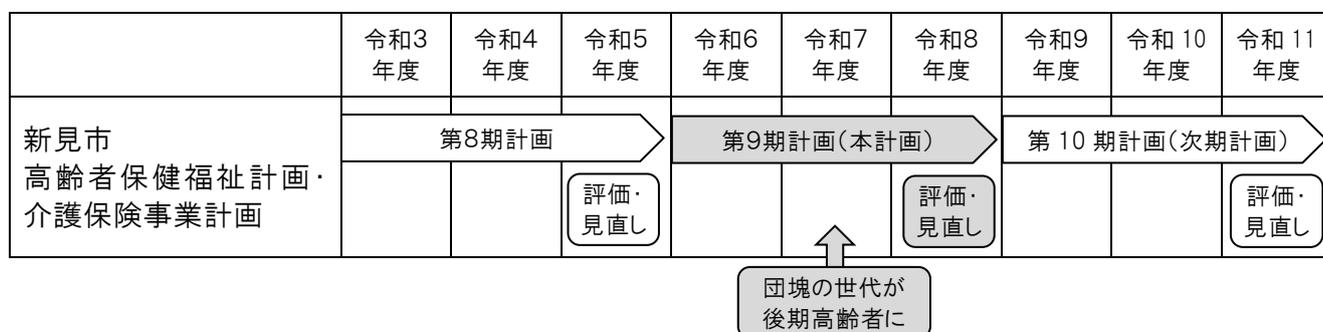
本計画はこれらの施策の方向性に基づいて策定するものです。

また、岡山県の「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等との整合にも配慮するものです。



## 【4】計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。令和8年度に、それまでの取組の評価・見直しを行い、令和9年度からの次期計画につなぎます。



## 【5】計画の策定方法

### 1 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の実施

市内の高齢者及び要介護等認定者を対象として、現在の生活の状況や健康の実態及び今後のニーズ等を調査し、計画策定の基礎資料とすることを目的としてアンケート調査（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査）を実施しました。アンケートの内容については「国のモデル調査票」を踏まえて設計しています。

調査名称	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査対象	市内に居住する65歳以上の市民	在宅で生活している要支援・要介護認定者
調査方法	郵送配布・回収	認定調査員による面接聴取法
調査期間	令和5年2～3月	令和5年1月
配布数	1,200人	—
回収状況	859人（有効回収率71.6%）	174人

さらに、市内の介護保険サービス提供事業所等を対象とした「介護人材実態調査」を実施しました。

### 2 策定委員会における審議及び市民意見の反映

- 計画の策定にあたっては「新見市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」において、本計画の内容についての審議を行いました。
- 計画案についてのパブリックコメント（意見公募）により、幅広く意見を募りました。

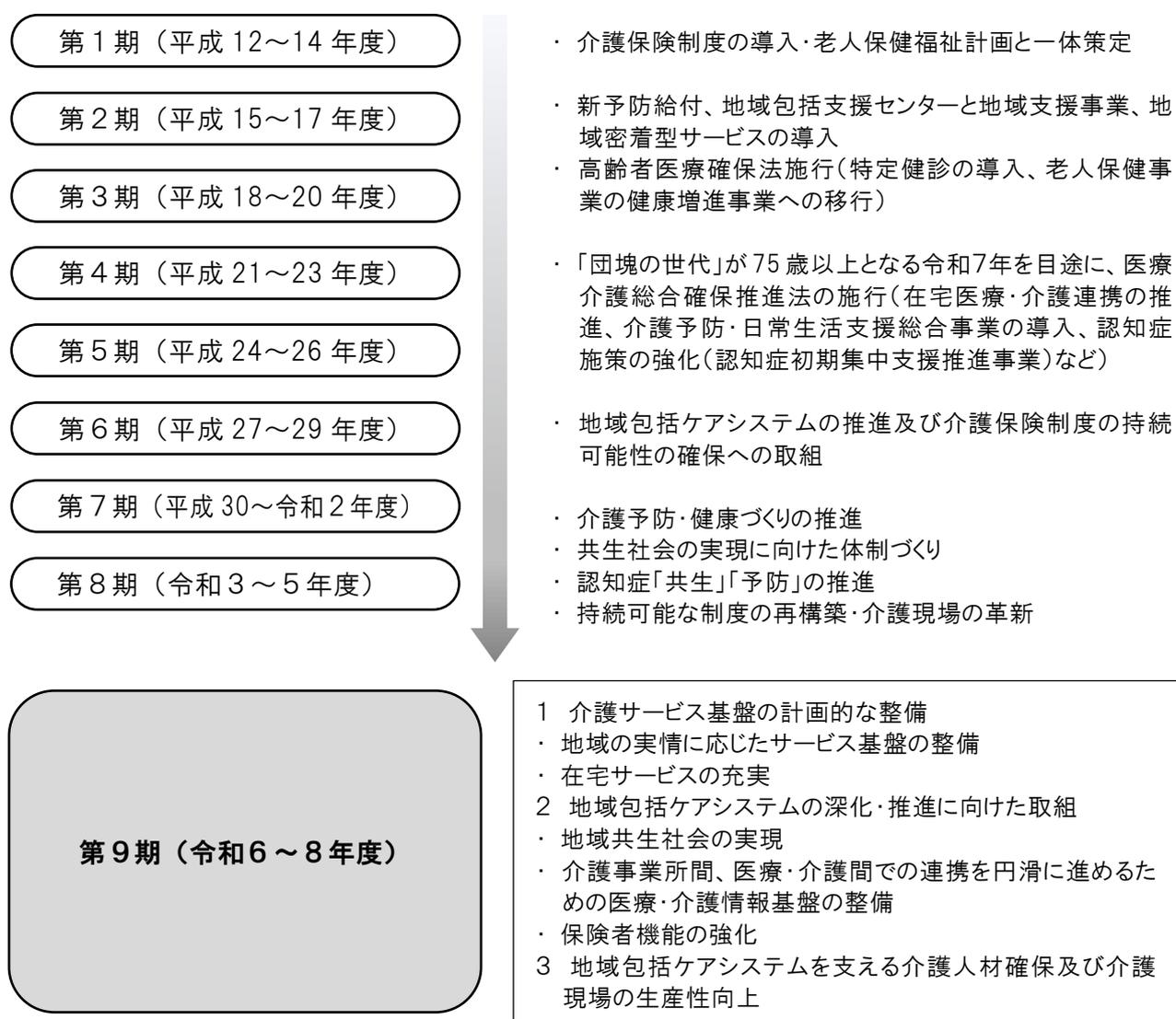
## 【6】介護保険制度の動き

### 1 介護保険事業計画の策定の流れ

介護保険制度は、その創設から20年以上が経過し、介護保険サービスの利用者及び介護サービス提供事業所は着実に増加し、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着しています。

総人口が減少に転じる中、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その能力に応じ自立した日常生活を送ることができるよう、地域包括ケアシステムの更なる推進が求められています。

#### 【 介護保険事業計画の策定の流れ 】



## 2 地域共生社会の実現に向けて

国においては、平成 29 年に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）」が成立し「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり、包括的な支援体制の整備を行うための方向性が示されました。

地域共生社会とは、高齢者や障がいのある人、子育て家庭、生活困窮者など、制度や分野の「縦割り」の関係を超えて、地域住民や地域の団体など多様な主体が世代や分野を超えてつながることで、地域を支えていく社会とされています。

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズへの対応をはじめ、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備、医療、介護データ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の推進が求められています。

### 地域共生社会とは

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。



※ 厚生労働省「地域共生社会のポータルサイト」より抜粋

### 3 第9期介護保険事業計画の基本指針

国においては「介護保険法」第116条の規定に基づき、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定め、市町村は、この基本指針に即して3年を1期とする介護保険事業計画を定めることとされています。

第9期計画期間においては、第8期計画期間における目標や具体的な施策を踏まえ、団塊の世代全てが75歳以上となる令和7年が近づく中で、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年に向けて、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に展望することが求められています。

#### 参考／基本的考え方（要旨）

- 第9期計画期間中に団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年を迎える。
- 高齢者人口がピークを迎える令和22年を見据えると、85歳以上の人口が急増し、医療、介護双方のニーズを有する高齢者等様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれている。
- 都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化、推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策、目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業（支援）計画に定めることが重要となる。

## 1 見直しのポイント

### （1）介護サービス基盤の計画的な整備

- ・ 地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ・ 在宅サービスの充実

### （2）地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ・ 地域共生社会の実現
- ・ 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ・ 保険者機能の強化

### （3）地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

## 2 第9期計画において記載を充実する事項

### 【 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組 】

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携の促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療、介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤の整備

### 【 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進 】

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組

また、国においては、令和5年6月14日、認知症の人が尊厳を守りながら希望を持って暮らせるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための国及び地方公共団体の取組を定めた「認知症基本法」が成立しました。

「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」の推計では、令和7年には約675万人（65歳以上の5.4人に1人）が認知症になると予測されています。

第9期介護保険事業計画の基本指針には「認知症基本法」の成立を踏まえた施策の推進を求める記載が追加されています。

#### **【 認知症基本法における基本的施策 】**

- 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 相談体制の整備等
- 研究等の推進等
- 認知症の予防等

#### 4 「孤独・孤立対策推進法」の考え方を踏まえた計画

国においては、令和5年5月31日に「孤独・孤立対策推進法」が制定されました。

家庭や地域、職場で人々が関わり合い、支え合う機会の減少によって「生きづらさ」や「孤独・孤立」が生まれる社会的背景において、特に、新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会に内在していた「孤独・孤立」の問題が顕在化、あるいは深刻化し、人々との関係性や「つながり」が更に希薄化しつつあります。

この法律は「孤独・孤立」の解消に社会全体で取り組み、当事者や家族等の立場に立った施策を推進することで、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進することを、その主な趣旨としています。

本計画においては、高齢者の社会参加の促進をはじめ「孤独・孤立」によって生じる課題の解消という視点も踏まえて策定します。

なお「孤独・孤立対策推進法」は、令和6年4月1日に施行されます。

##### 「孤独・孤立対策推進法」の基本理念

孤独・孤立対策（孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組）について、次の事項を基本理念として定める。

- ① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること。
- ② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること。
- ③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われること。

資料：内閣官房 孤独・孤立対策担当室

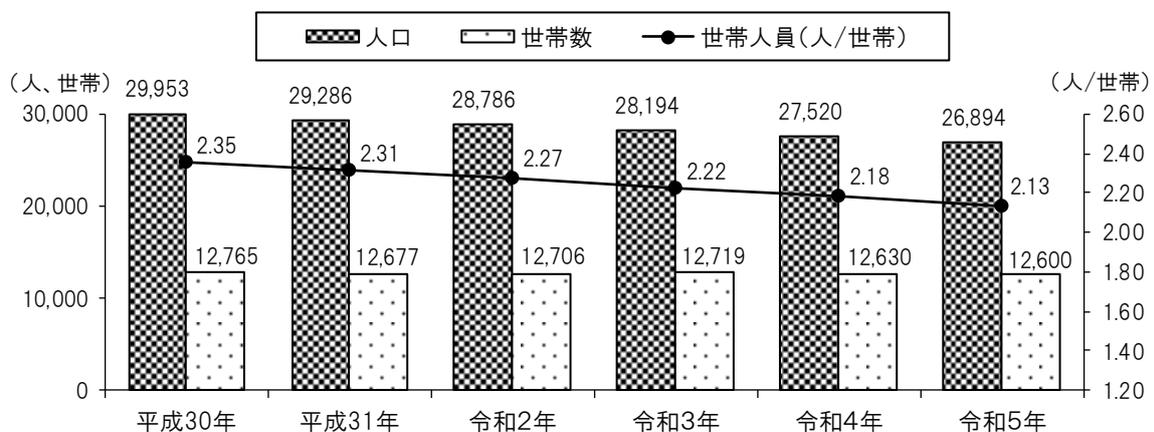
## 第2章 高齢者を取り巻く現状

### 【1】人口等の動き

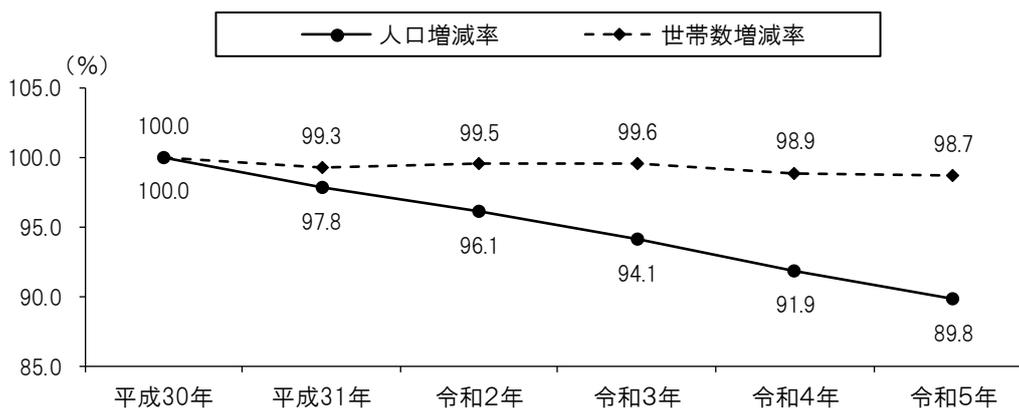
#### 1 人口・世帯数

本市の人口は、緩やかな減少で推移しており、令和5年3月末日現在 26,894 人（平成30年を100とした場合 89.8）となっています。世帯数も緩やかな減少で推移しており、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成30年の2.35人から令和5年で2.13人となっています。

【 人口・世帯数の推移 】



【 人口・世帯数増減率 】



注：増減率は、平成30年を100とした場合の各年の割合を示している。

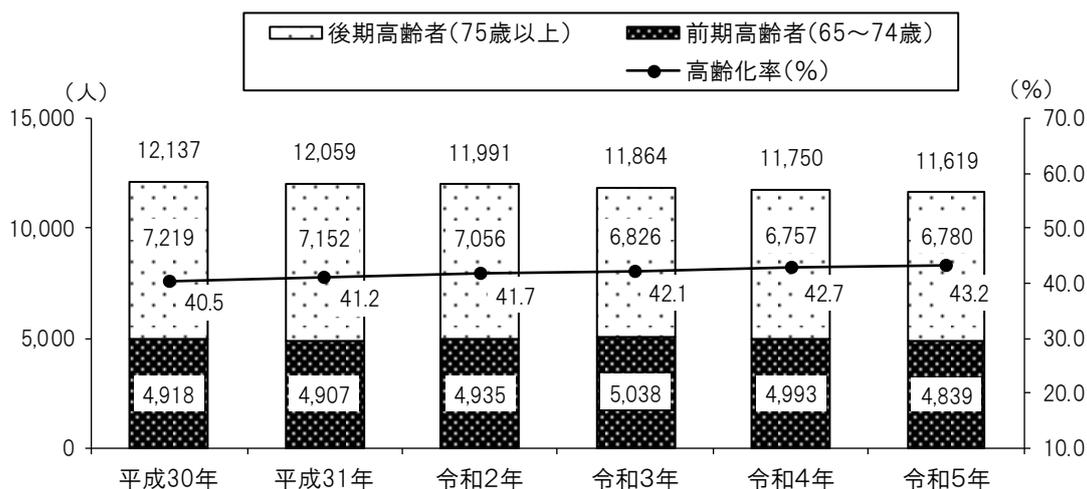
資料：住民基本台帳(各年3月末日現在)

## 2 高齢化の状況

本市の高齢者人口（65歳以上）は令和5年3月末日現在では11,619人と緩やかな減少傾向にありますが、全体的な人口減少に伴い相対的に高齢化率は43.2%と増加しています。

令和5年では、前期高齢者（65～74歳）は4,839人（65歳以上全体に占める構成比41.6%）、後期高齢者（75歳以上）は6,780人（同58.4%）となっています。

【 高齢者人口の推移 】

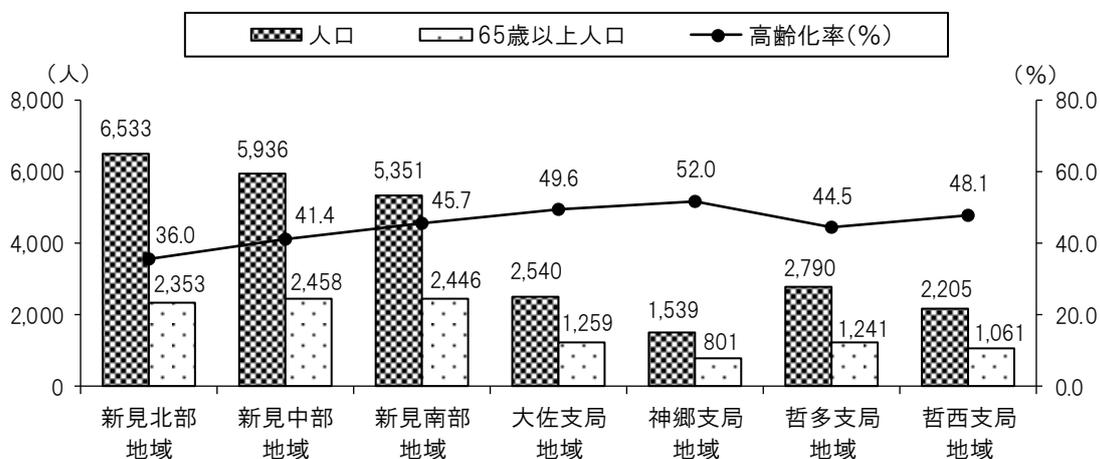


資料:住民基本台帳(各年3月末日現在)

## 3 圏域別人口の状況

本市では、日常生活圏域として新見北部、新見中部、新見南部、大佐支局、神郷支局、哲多支局、哲西支局の7つの地域（合併前旧町単位）を設定しています。人口は新見北部地域が6,533人と最も多く、高齢化率は最も低くなっています。一方、神郷支局地域の高齢化率は52.0%と最も高くなっています。

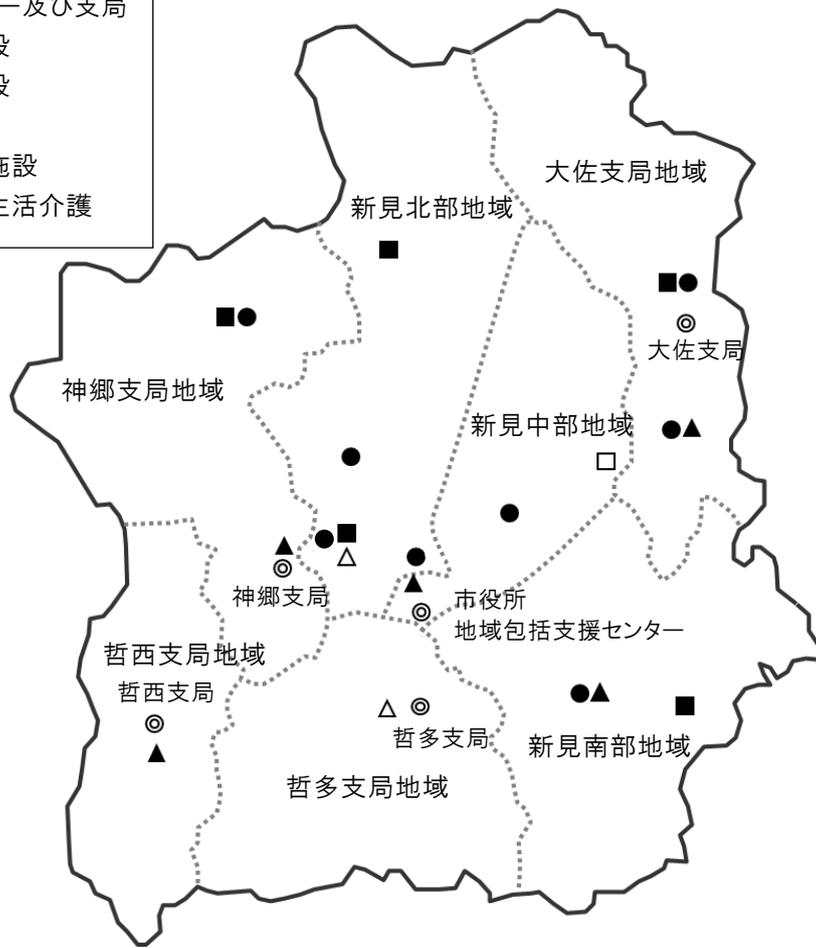
【 圏域別人口 】



資料:住民基本台帳(令和5年3月末日現在)

【 日常生活圏域図 】

- ◎地域包括支援センター及び支局
- ▲介護老人福祉施設
- △介護老人保健施設
- グループホーム
- 小規模多機能型施設
- 特定施設入居者生活介護



【 圏域別サービス提供基盤の状況 】

圏域名	事業所名
新見北部地域※	介護老人保健施設 くろかみ 100 床 グループホーム ファミリア愛 2 ユニット グループホーム 花みずき 2 ユニット グループホーム ウェルネス高尾 1 ユニット 小規模多機能ホーム おいでんせえ 1 箇所 小規模多機能ホーム ウェルネスたかお 1 箇所
新見中部地域※	特定施設入居者生活介護 ケアポート生き生き館新見 30 床 グループホーム げんき 1 ユニット 特別養護老人ホーム ゆずり葉 90 床
新見南部地域※	特別養護老人ホーム 唐松荘 130 床 グループホーム 心 1 ユニット 小規模多機能型居宅介護事業所 福の木 1 箇所
大佐支局地域	特別養護老人ホーム おおさ苑 50 床 おおさ苑グループホーム 1 ユニット グループホーム わが家 1 ユニット 小規模多機能ホーム わきあいあい 1 箇所
神郷支局地域	特別養護老人ホーム ケアポート生き生き館神郷 50 床 グループホーム にいざとさくらの丘 1 ユニット 小規模多機能ホーム にいざとさくらの丘 1 箇所
哲多支局地域	介護老人保健施設 すずらん 50 床
哲西支局地域	特別養護老人ホーム 哲西荘 50 床

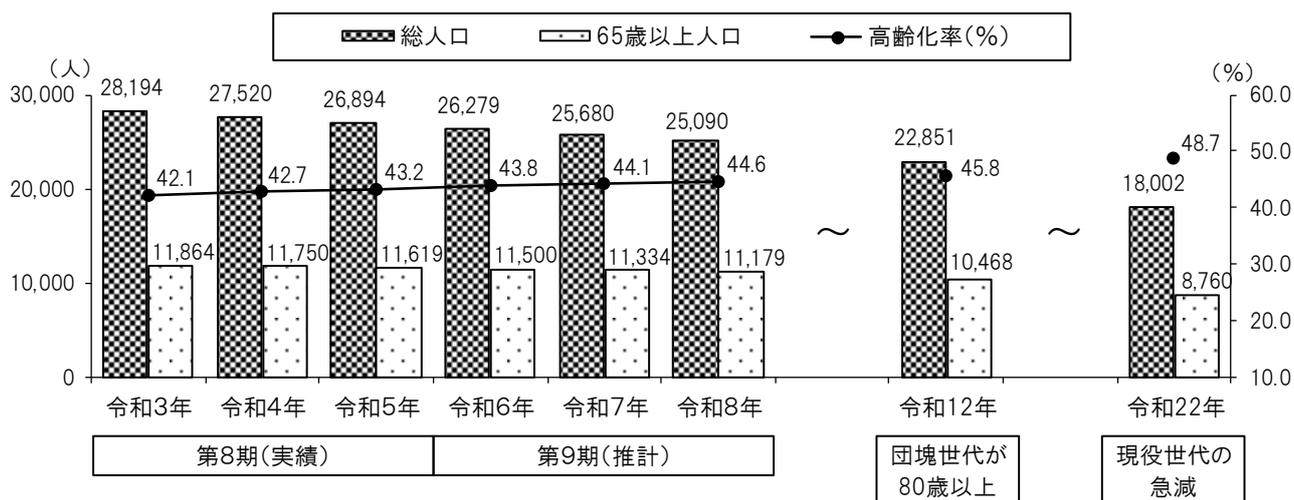
※ 新見北部地域…千屋、坂本、馬塚、上市、足立、西方、高尾  
 新見中部地域…新見、金谷、熊谷、菅生  
 新見南部地域…正田、唐松、石蟹、長屋、井倉、法曾、草間、足見、土橋、豊永  
 (令和5年10月末日現在)

#### 4 高齢者人口の将来推計

本計画期間（第9期）における本市の今後の人口動向について、コーホート要因法※による推計結果では、本市全体の人口は緩やかな減少が続きます。

一方、高齢者の人口も緩やかな減少で推移すると予測されていますが、将来的な人口減少に伴い、高齢化率は増加すると予測されています。

【 人口の将来推計 】



	実績←			→推計				
	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和22年
総人口(人)	28,194	27,520	26,894	26,279	25,680	25,090	22,851	18,002
65歳以上人口(人)	11,864	11,750	11,619	11,500	11,334	11,179	10,468	8,760
高齢化率(%)	42.1	42.7	43.2	43.8	44.1	44.6	45.8	48.7

資料：令和3年～令和5年は住民基本台帳（各年3月末日現在）  
令和6年以降はコーホート要因法による推計（令和5年7月推計）

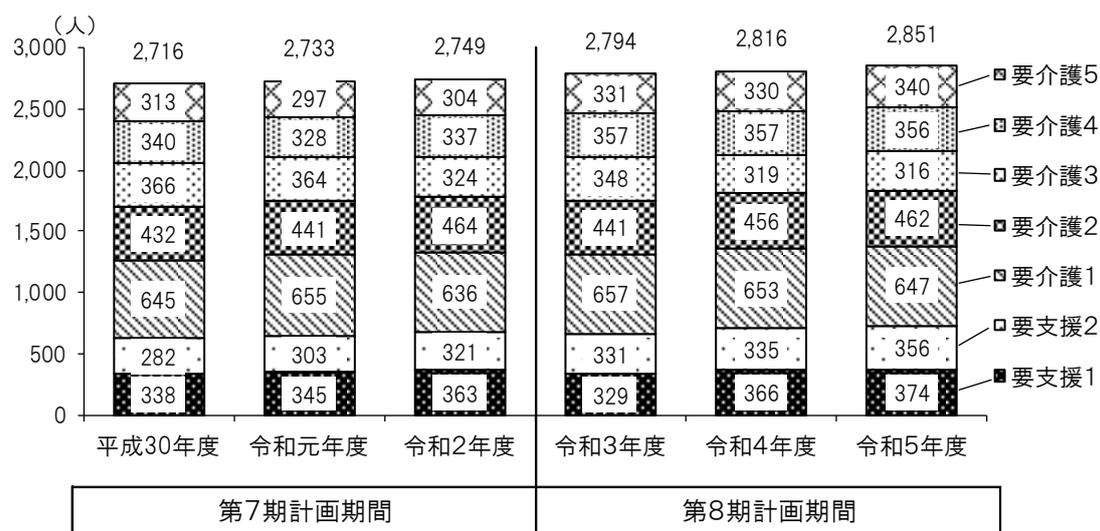
※ コーホート要因法とは、同期間に出生した集団（＝年齢層のかたまり）を示し、各年齢階層について、「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転入と転出）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法であり、年齢階層ごとに細かく推移を把握することができる方法です。

## 【2】介護保険事業の現状と実績

### 1 要介護等認定者数と認定率

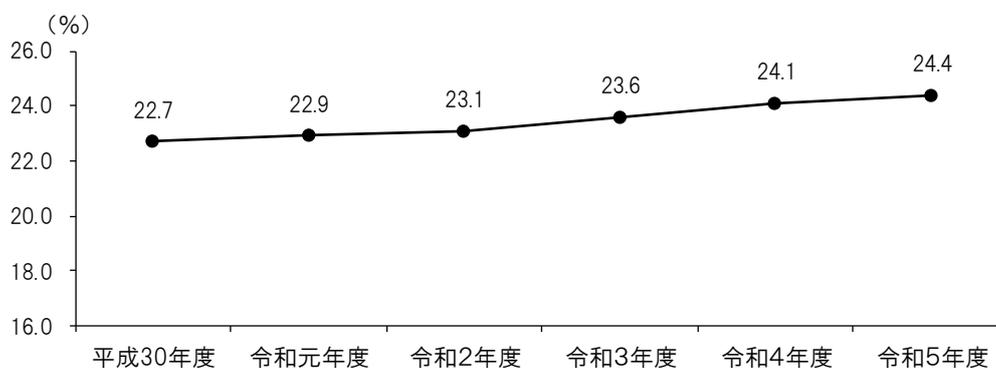
本市の令和5年度の要介護等認定者数は2,851人、要介護等認定率は24.4%と、増加で推移しています。

【 要介護等認定者数の推移 】



資料：介護保険事業状況報告(各年度10月月報)

【 要介護等認定率の推移 】



注：要介護等認定率＝認定者数(第1号被保険者)÷第1号被保険者数

資料：介護保険事業状況報告(各年度10月月報)

### 【3】介護保険サービス利用状況

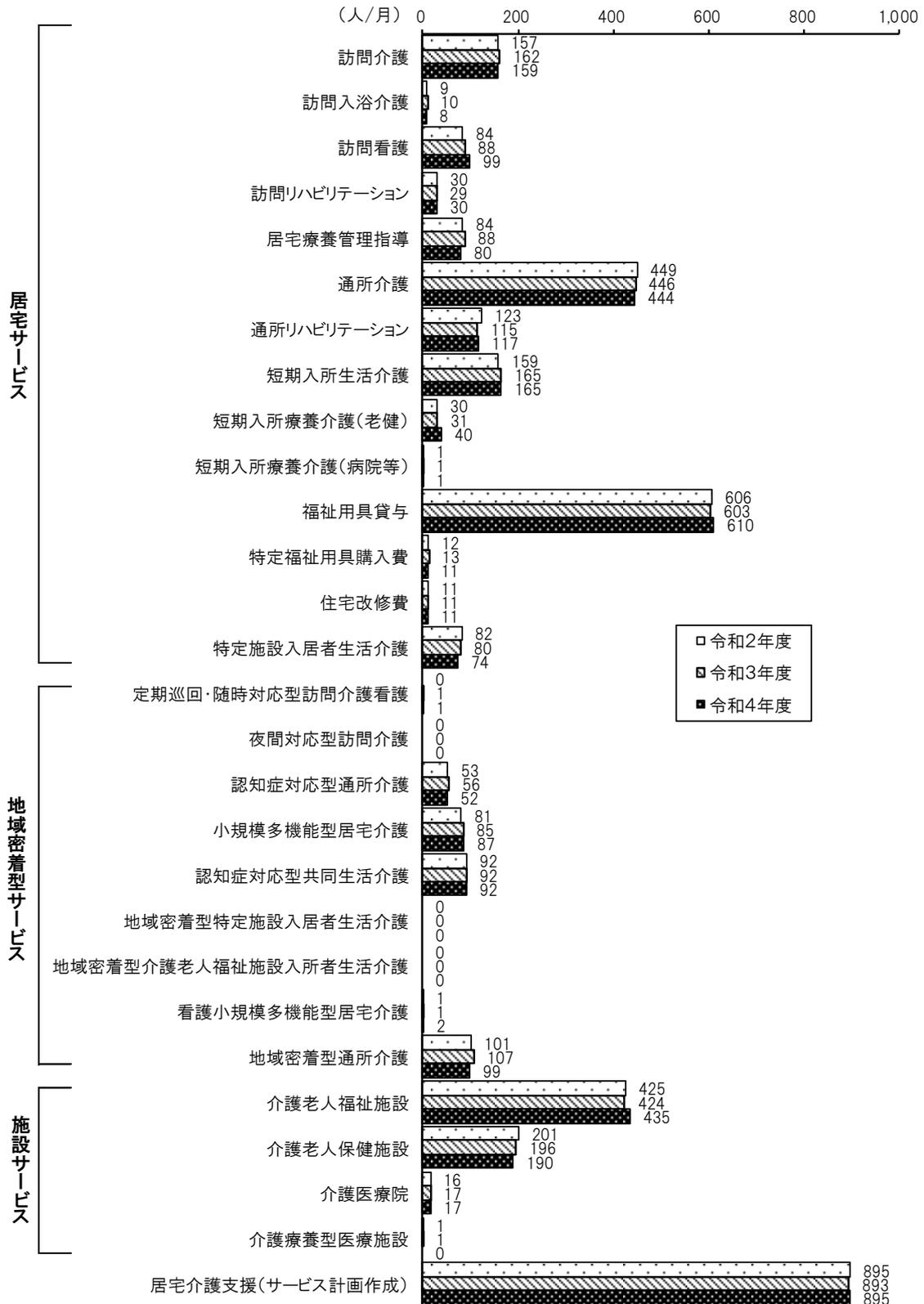
#### 1 介護給付

居宅サービスについて計画値との対比をみると、令和4年度では「訪問看護」「福祉用具貸与」の利用者数が計画値を上回っており「通所介護」「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」は下回っています。また、地域密着型サービスでは「小規模多機能型居宅介護」「認知症対応型共同生活介護」などにおいて、利用者数が計画値を下回っています。

(単位:人/月)

サービス種類		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅サービス	訪問介護	187	157	159	162	160	159
	訪問入浴介護	10	9	10	10	11	8
	訪問看護	94	84	91	88	93	99
	訪問リハビリテーション	94	30	38	29	38	30
	居宅療養管理指導	121	84	84	88	85	80
	通所介護	485	449	485	446	486	444
	通所リハビリテーション	169	123	134	115	134	117
	短期入所生活介護	192	159	186	165	188	165
	短期入所療養介護(老健)	35	30	39	31	39	40
	短期入所療養介護(病院等)	3	1	2	1	2	1
	福祉用具貸与	606	606	584	603	585	610
	特定福祉用具購入費	14	12	11	13	12	11
	住宅改修費	16	11	12	11	13	11
	特定施設入居者生活介護	84	82	80	80	84	74
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	1	0	1
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	64	53	59	56	60	52
	小規模多機能型居宅介護	93	81	104	85	104	87
	認知症対応型共同生活介護	108	92	108	92	108	92
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	0	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	1	1	1	1	2
施設サービス	地域密着型通所介護	88	101	100	107	100	99
	介護老人福祉施設	430	425	426	424	433	435
	介護老人保健施設	225	201	208	196	209	190
	介護医療院	26	16	13	17	14	17
	介護療養型医療施設	4	1	0	1	0	0
居宅介護支援(サービス計画作成)		935	895	894	893	895	895

居宅サービスの利用状況をみると、月当たり利用者数は、令和4年度の実績では「福祉用具貸与」が最も多く、次いで「通所介護」「短期入所生活介護」「訪問介護」が続いています。「訪問看護」は増加傾向にありますが、「通所介護」「特定施設入居者生活介護」などは減少しています。



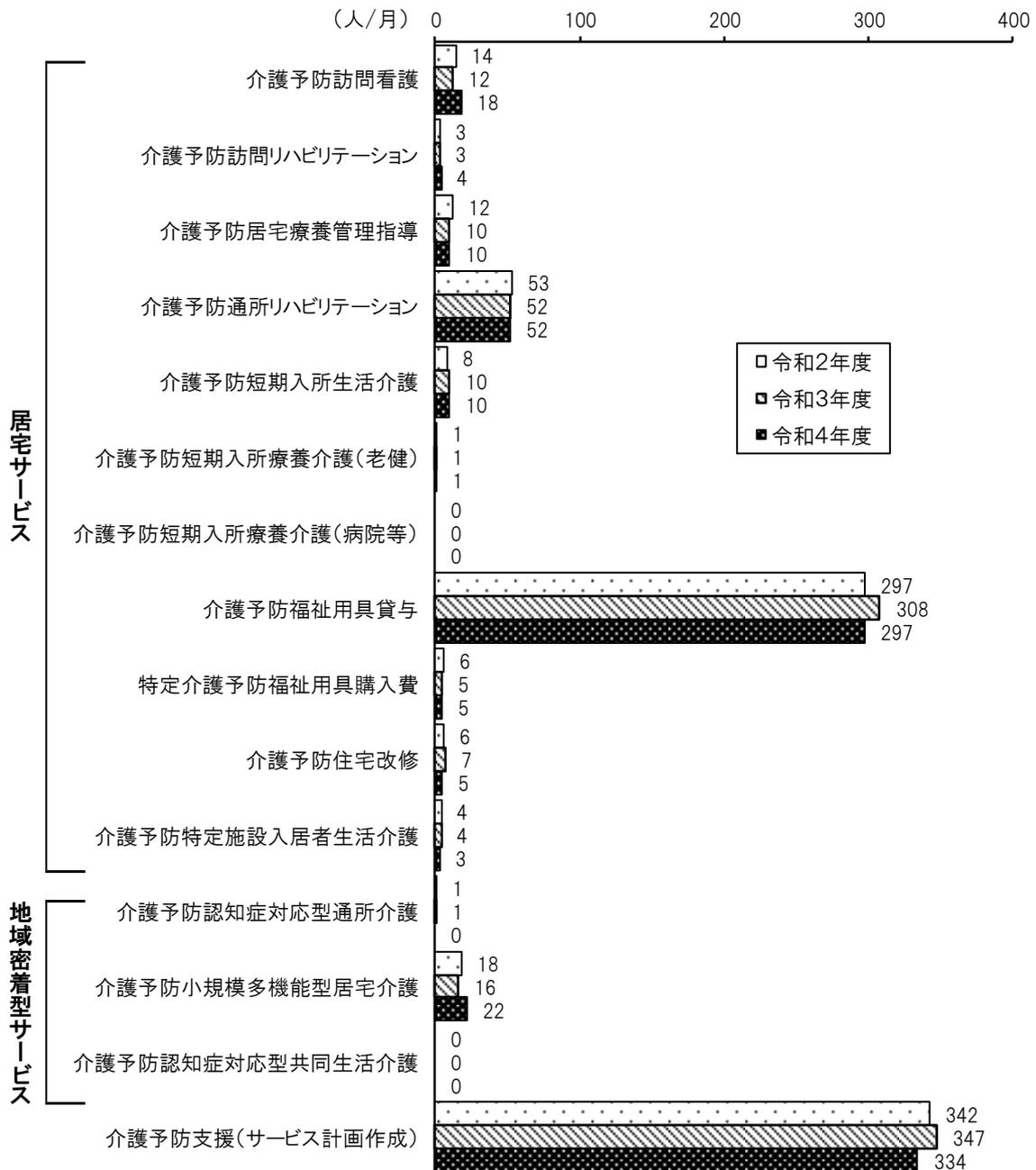
## 2 介護予防給付

令和4年度の実績について計画値との対比をみると、居宅サービスについては「介護予防訪問看護」「介護予防福祉用具貸与」などの利用者数が計画値を上回っていますが「介護予防通所リハビリテーション」は計画値を下回っています。

(単位:人/月)

サービス種類		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅サービス	介護予防訪問看護	12	14	16	12	16	18
	介護予防訪問リハビリテーション	12	3	3	3	3	4
	介護予防居宅療養管理指導	7	12	10	10	10	10
	介護予防通所リハビリテーション	60	53	55	52	56	52
	介護予防短期入所生活介護	9	8	10	10	10	10
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	1	1	1	1	1
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	288	297	279	308	284	297
	特定介護予防福祉用具購入費	11	6	6	5	6	5
	介護予防住宅改修	11	6	8	7	8	5
	介護予防特定施設入居者生活介護	4	4	4	4	5	3
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	1	0	1	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	32	18	21	16	21	22
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0
介護予防支援(サービス計画作成)		350	342	319	347	319	334

介護予防サービスの利用状況をみると、月当たり利用者数は令和4年度の実績では「介護予防福祉用具貸与」が最も多く、次いで「介護予防通所リハビリテーション」「介護予防訪問看護」「介護予防居宅療養管理指導」が続いています。「介護予防訪問看護」の利用者数は、令和2年度から増加していますが「介護予防福祉用具貸与」は令和3年度から減少しています。



### 3 介護予防・日常生活支援総合事業

令和4年度の「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の利用者数は、共に減少傾向にあります。

(単位:人/月)

サービス種類	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	実績値	実績値	実績値
介護予防訪問介護	97	90	82
介護予防通所介護	271	251	233

## 第3章 第8期計画の検証結果から読み取れる課題

本市では、第8期計画に基づき高齢者福祉の取組を推進しており、それらの取組は、福祉分野のみならず市内横断的に多様な分野に及びます。そのため、各担当部署においては、定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出して検証を行い、その後の取組に反映させることとしています。

ここでは、第8期計画で掲げた6つの基本目標ごとに、事業進捗状況の検証を踏まえた今後の課題を整理しました。

### 【 参考／第8期計画の施策体系 】

重点目標 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	
基本目標1 地域包括ケアシステムの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地域包括支援センターの機能強化</li> <li>2 在宅医療・介護連携の推進と人材の確保</li> <li>3 地域ケア会議の推進</li> <li>4 安心・安全な地域づくりの推進</li> <li>5 権利擁護の推進</li> </ol>
基本目標2 認知症対策の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認知症予防・ケア対策の推進</li> <li>2 家族介護者への支援</li> <li>3 地域で見守る体制の推進</li> <li>4 若年性認知症の人への支援</li> </ol>
基本目標3 生活支援の充実	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活支援サービスの体制整備</li> <li>2 在宅福祉サービスの推進</li> <li>3 高齢者の住まいの確保</li> </ol>
基本目標4 介護保険事業の充実と円滑な運営	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 介護保険サービスの質の確保・向上</li> <li>2 制度の適正・円滑な運営</li> </ol>
重点目標 健康で生きがいのあるまちづくり	
基本目標5 介護予防と生涯を通じた健康づくりの推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 一般介護予防事業の推進</li> <li>2 介護予防・生活支援サービス事業の実施</li> <li>3 生活習慣病予防</li> <li>4 健康維持・増進</li> </ol>
基本目標6 生きがいづくりと社会参加の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 生きがい活動への支援</li> <li>2 社会参加活動の推進</li> </ol>

## 【基本目標 1】地域包括ケアシステムの推進

### 1 地域包括支援センターの機能強化

【これまでの主な取組内容】

- 目標を明確にした地域包括支援センターの運営方針に基づき、円滑かつ効率的な業務の運営に努めました。また、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3職種の人員を確保するとともに、資質の向上に努め、センターの機能の強化を推進しました。

#### 点検・評価結果から見た今後の主な課題※

- 地域で介護人材が不足する中、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3職種の継続的な確保が必要です。

※ 継続して取り組む内容も含む。（以下同様）

### 2 在宅医療・介護連携の推進と人材の確保

【これまでの主な取組内容】

- 毎年「在宅医療連携ガイド」のデータ更新を行い、医療機関や介護サービス事業所、行政関係部署に提供し、住民へのサービス提供等に活用しました。
- 在宅医療・介護連携推進協議会において取り組む事業の内容や課題、対応策等について協議するとともに、保健、医療、介護の実務者20機関で組織した「新見地域医療ネットワーク」や「在宅医療・介護連携支援センターまんさく」との連携を図りながら、事業に取り組みました。
- 「医療・介護れんらく帳」を活用できるよう、持参を呼び掛ける啓発活動を実施し、その後の記入を支援しました。また、手帳を活用して、本人や家族、支援している医療、介護間での切れ目のない支援を促進するとともに、緊急時の迅速な対応を図りました。
- 「医療・介護れんらく帳」「新見版情報共有書」を活用し、医療と介護の情報共有を推進するとともに「ケアキャビネット」を活用して、医療機関や介護保険事業所との連携を図りました。
- 「在宅医療・介護連携支援センターまんさく」が中心となって、医療・介護従事者人材育成研修会や小規模リモート研修会を開催しました。研修会では、生活習慣病や認知症、ファシリテーションやACP（人生会議）について、課題の抽出や意見交換を行いました。
- 令和4年度から感染症対策を行い、ハイブリッド方式で研修会を開催しました。また、地元の新聞を活用した広報活動を実施しました。

#### 点検・評価結果から見た今後の主な課題

- ACPについての普及啓発活動を行う上で、まずは保健・医療・介護等の実務者が理解する必要があります。

### 3 地域ケア会議の推進

#### 【これまでの主な取組内容】

- 小地域ケア会議を開催し、住民と専門職が地域の福祉課題の解決に向けて協議しました。実施できていない地区では、小地域ケア会議説明会を開催し、会議の開催に向けて取り組みました。
- リハビリテーション専門職や保健、福祉関係者、介護サービス事業所等多職種が参加し、各専門分野の視点を生かしたケース検討を行い、地域ケア個別会議を定期的に開催しました。

#### 点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 市内全地区での小地域ケア会議の開催に向けて、地域ケア会議の継続的な推進と開催地区の拡大に向けた取組が必要です。

### 4 安心・安全な地域づくりの推進

#### 【これまでの主な取組内容】

- 地域住民や事業者、関係機関との連携による、高齢者等の見守りネットワーク「高齢者等事業者見守りネットワーク事業（通称：にいみ見守りねっと事業）」を推進するとともに、協力事業者の参画を促進し、令和4年度末で21事業所と協定を締結しました。
- 介護サービスを利用していない80歳以上の独り暮らしの高齢者を月に1回訪問し、安否確認等を行いました。
- 県から感染症対策に関する情報提供を受け、介護事業所に対して随時、周知、啓発を行いました。

#### 点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 独り暮らしの高齢者の安否確認は、近所付き合いの希薄化等により不在の確認が取りにくいいため、より効果的な確認方法を検討する必要があります。
- サービス提供事業所に対する運営指導を行い、各事業所の実際の感染対策や訓練の実施状況を確認し、適切に助言していく必要があります。

## 5 権利擁護の推進

### 【これまでの主な取組内容】

- 中核機関を設置し、成年後見制度の周知や利用促進を図る体制の整備に取り組むとともに、関係機関と連携を図り、利用が必要な人に制度の紹介や手続きの支援を行いました。また、成年後見人等の確保に向け、市民後見人の育成、法人後見等について検討しました。
- 地域包括支援センターと関係機関との連携を強化し、虐待を速やかに通報、相談できる体制を構築するとともに、定期的な会議の開催による迅速な対応、適切な支援に努めました。
- 虐待防止の啓発を行うとともに「新見市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づいた適切な支援ができるよう、施設職員や支援者を対象に虐待防止研修会を開催しました。

### 点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 成年後見制度の更なる周知や利用の促進、成年後見人等の確保を図ることが必要です。
- 地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を強化し、虐待への迅速な対応、適切な支援に努めることが必要です。
- 虐待防止の啓発に努めるとともに、施設職員や支援者のスキルを向上し、適切な支援を行うことが必要です。

## 【基本目標 2】 認知症対策の推進

### 1 認知症予防・ケア対策の推進

【これまでの主な取組内容】

- 認知症ケアパスをリニューアルし、民生委員や市内の医療機関、薬局等へ配布して啓発活動を推進しました。
- 認知症疾患医療センターの専門医の協力を得て、戸別訪問対応等で認知症の早期診断、早期対応につなぎました。
- 地域での集いの場で、おでかけ健康教室を実施し、認知症予防に関する知識の普及に努めました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 今後も継続的な認知症予防、ケア対策の推進が必要です。

### 2 家族介護者への支援

【これまでの主な取組内容】

- 様々な機会を捉えて、認知症に関する相談窓口を周知するとともに、認知症ケアパスを活用して、認知症地域支援推進員を中心に関係機関と連携を図りました。
- 身近できめ細かなサービスを受けられる体制の構築を目指し、地域密着型介護サービス等の充実に努めました。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で「認知症カフェ」の開催が難しかったため「おれんじ通信にいみ」を年に3回発行し、情報発信や周知に努めました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 地域密着型介護サービス等の充実に努める必要があります。
- 本人やその家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るため「認知症カフェ」の設置を推進することが必要です。

### 3 地域で見守る体制の推進

#### 【これまでの主な取組内容】

- 世界アルツハイマー月間（9月）に合わせて、市民を対象に認知症講演会を開催し、正しい知識の普及を図りました。
- 認知症サポーター養成講座と認知症サポーターステップアップ講座を開催し、地域で見守り活動ができるサポーターの増員に努めました。
- 認知症キャラバン・メイト連絡会、研修会を開催し、共通の理解を持ち、効果的な講座が実施できるよう努めました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症になっても安心して暮らせるよう、正しい知識の普及や地域で見守り活動ができるサポーターの増員、認知症の方やその家族と認知症サポーターをつなぐ活動等に継続的に取り組む必要があります。</li> </ul>

#### 【 認知症対策の推進 】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	見込値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
認知症キャラバン・メイト(人)	93	97	95	99	100	99
認知症サポーター人数(人)	5,049	5,225	5,200	5,498	5,300	5,747
認知症カフェ開催箇所数(箇所)	3	1	4	3	4	3
認知症初期集中支援チーム 新規対応件数(件)	3	4	3	3	3	12

資料：包括支援センター運営協議会（各年度3月末日現在）

### 4 若年性認知症の人への支援

#### 【これまでの主な取組内容】

- 若年性認知症の専門相談窓口である「おかやま若年性認知症支援センター」に相談し、連携してケース支援を行いました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「おかやま若年性認知症支援センター」と連携し、若年性認知症の人への継続的な支援が必要です。</li> </ul>

## 【基本目標 3】生活支援の充実

### 1 生活支援サービスの体制整備

【これまでの主な取組内容】

- 高齢者の生活支援サービス等の提供体制の構築に向けて、生活支援の担い手の養成、発掘等の地域資源の開発を行う生活支援コーディネーターを、圏域ごとに配置し（第1層：市域全体で2名、第2層：生活圈域で18名）地域における生活支援等の提供体制の整備に向けて取り組みました。
- 主な活動内容は、① 地域ニーズと資源状況の見える化、② 関係者間のネットワーク構築と資源開発に向けた取組、③ 地域づくりに関する研修会等の開催で、これらの活動を通じて互助力の強化を図っています。

#### 点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 現行の体制では、生活支援コーディネーターの役割を一定期間継続して活動を担うことが難しく、新任者への意識付けや地域との調整等がその都度必要となるため、今後は、交代しても活動が切れ目なく継続できる体制づくりが必要です。
- 市全体の地域課題の集約、整理、資源開発の場である第1層協議体（地域ケア推進会議）の設置に取り組む必要があります。

### 2 在宅福祉サービスの推進

【これまでの主な取組内容】

- 告知放送端末を活用した緊急通報システムの運営を行いました。
- 在宅の高齢者に日常生活用具を給付し、日常生活の利便性の向上を図りました。
- バス停から遠い住民の通院等を支援するふれあい送迎事業を実施しました。
- 毎月の消費生活相談や県消費生活センターと連携し、電話による被害相談を実施するとともに、新見防犯連合会（事務局：新見警察署）と共同で、防犯機能を有した電話録音機の貸出事業を実施しました。
- 住宅用火災警報器の点検や警報器本体の交換について、周知や指導を行うとともに、取り付けが困難な高齢者世帯には、要望に応じて消防職員が取り付ける支援体制を構築しました。
- 避難行動要支援者の情報を民生委員等と共有し、地域での支援体制の構築を進めました。
- 介護用品の給付や介護手当等、家族介護者への経済的な負担の軽減を図りました。

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- ふれあい送迎バスは利用者の都合と合わない場合があることや有償運送に取り組む団体等がないため、ふれあい送迎事業について検討する必要があります。
- 特殊詐欺等が巧妙化しているため、被害状況の把握に努め、迅速に情報を提供し、被害の防止を図る必要があります。
- 一人暮らしの高齢者の住宅では、住宅用火災警報器の維持管理に困難を要するため、支援関係機関等の協力が必要です。
- 地域での支援体制の構築に向け、個別避難計画との連携が必要です。

### 3 高齢者の住まいの確保

【これまでの主な取組内容】

- 高齢者が居宅で安全に生活できるよう、住宅改修への適切な支援を行いました。
- 居宅での生活が困難な高齢者に、養護老人ホームへの入所措置を行いました。また、独立した生活や家族の援助等が困難な60歳以上の人に、入浴、食事、生活相談等日常生活の支援を低額な料金で提供しました。
- 高齢のため、自立が不安な人に共同生活の場「桜田荘」を提供しました。

【 高齢者の住まいの確保 】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	見込値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
住宅改修						
申請(件)	210	208	210	222	215	207
老人ホーム等						
養護老人ホーム(箇所)	1	1	1	1	1	1
軽費老人ホーム(生活支援ハウス)(箇所)	3	3	3	3	2	2
老人福祉センター(箇所)	0	0	0	0	0	0
在宅介護支援センター(箇所)	1	1	1	1	1	1

資料:各年度3月末日現在

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 経済的、家庭的な理由で一人暮らしが困難な高齢者に対し、安心して生活できる環境の整備が必要です。

## 【基本目標 4】 介護保険事業の充実と円滑な運営

### 1 介護保険サービスの質の確保・向上

【これまでの主な取組内容】

- 総合事業に取り組み、より身近で安価なサービス提供体制の構築を推進しました。
- 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護を併設した施設を開設しました。
- 各事業所の運営推進会議に職員が出席し、必要な指導、助言等を行い、地域に開かれたサービスの質の向上、開かれた運営の確保を図りました。

#### 点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 居住系サービスとの調整を図り、居宅サービスの充実が必要です。

### 2 制度の適正・円滑な運営

【これまでの主な取組内容】

- 県主催の研修を受講し、要介護認定調査に必要な知識等の向上を図り、適正、公平な要介護認定に努めました。
- 認定調査状況チェックやケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合、縦覧点検及び介護給付費通知書の送付を通じ、適正給付の確保に努めました。
- 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度を促進し、令和4年度に3法人について助成を行いました。
- 新見市内の介護事業所等で、介護福祉士の就労の意志のある学生に、修学に必要な資金を給付するほか、介護職員の資質の向上のため、資格の取得に対する補助について検討しました。
- 介護保険サービスに係る苦情や相談の受付、制度についての丁寧な説明等に対応するとともに、必要に応じて事業所の調査、指導等を行いました。
- 福祉サービス第三者評価事業を推進するとともに、運営推進会議へ出席し、事業者や地域、利用者等との情報共有や協力体制づくりを強化しました。
- 市内の居宅介護支援事業所に勤務する主任介護支援専門員を対象とした「ケアマネジメント向上研修」を法定外研修として位置付け、開催しました。また、困難事例については、居宅ケアマネジャーの後方支援を行いました。
- 国や県等から出される最新情報の周知や事業者からの質問への対応を通じて、介護サービスの質の向上を図りました。また、運営指導で事業所の実態を把握し、必要に応じて助言や改善命令を行いました。

【 介護給付適正化への取組 】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	見込値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
要介護認定の適正化 (認定調査・点検実施数)(件)	2,400	1,590	2,400	2,127	2,350	2,216
ケアプランの点検件数(件)	108	84	110	107	115	106
住宅改修・福祉用具販売等の 点検(件)	450	422	450	440	450	405
医療情報との突合・縦覧点検 (件)	40	25	40	20	45	12
介護給付費通知件数(件)	4,900	4,704	4,950	4,787	5,000	4,700

資料:各年度3月末日現在

点検・評価結果から見た今後の主な課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 適正で公平な要介護認定や適正な介護給付の確保、利用者負担額軽減制度の利用に向けて、継続的に取り組むことが必要です。</li> <li>● 新見市介護学生奨学支援金給付制度は、ニーズが低いため、介護人材の確保、定着、育成に向けた制度の見直し等の検討が必要です。</li> <li>● 継続的に運営推進会議等へ参加し、地域との協力体制づくりを強化する必要があります。</li> <li>● 今後も適切に運営指導を行い、更なる介護サービスの質の向上を図ることが必要です。</li> </ul>

## 【基本目標5】介護予防と生涯を通じた健康づくりの推進

### 1 一般介護予防事業の推進

#### 【これまでの主な取組内容】

- 「新見で～れ～ええ体操」を作成し、介護予防体操の普及に努めました。
- おでかけ健康教室等で、保健師や栄養士、健康運動指導士が生活習慣病予防や介護、フレイル予防等様々な健康教育を実施しました。
- 令和4年度から、圏域で高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施事業を実施し、医療専門職による指導を受けられる地域を増やすことができました。

#### 【介護予防普及啓発事業】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	見込値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
健康教育等開催回数(回/年)	190	179	200	166	270	217
延べ参加人数(人/年)	2,700	2,341	2,800	1,973	3,800	2,634

資料：健康教育実施報告台帳(各年度3月末日現在)

#### 【地域介護予防活動支援事業】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	見込値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
ふれあいいきいきサロン(会場数)	79	69	85	68	90	66
いきいき健康アップ支援事業(地域版)(会場数)	23	23	23	23	24	23
運動ふれあい地域づくり支援事業(会場数)	17	17	18	16	19	15
延べ参加人数(人/年)	11,320	9,834	15,000	8,197	15,100	9,962

資料：新見市健康医療課事業報告書(各年度3月末日現在)

#### 点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施事業については、フレイル予防や生活習慣病の重症化予防等の指導をより多くの高齢者が受けられるようにするため、計画的に実施圏域を拡充するとともに、医療専門職と連携して効果的な事業を検討し、実施する必要があります。
- 地域に合った介護予防を推進するため、地域運営組織などの地域の団体や関係機関と連携しながら集いの場を拡充していく必要があります。

## 2 介護予防・生活支援サービス事業の実施

### 【これまでの主な取組内容】

- 令和3年度に、市内の事業者へ委託した緩和型通所介護1か所が加わり、多様なサービスを提供しています。

### 【介護予防・日常生活支援総合事業利用者】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	見込値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
総合事業訪問介護(人/月)	99	136	105	121	110	122
総合事業通所介護(人/月)	260	358	265	330	270	333
緩和型訪問介護(人/年)	3	3	5	2	5	2
助け合い訪問介護(人/年)	8	8	10	5	10	3
短期集中型通所サービス(人/年)	3	3	5	3	5	5

資料：各年度3月末日現在

### 点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 多様な主体の参画による、地域の実情に応じた様々なサービスを実施するために、担い手の確保に取り組む必要があります。

## 3 生活習慣病予防

### 【これまでの主な取組内容】

- 特定健康診査や後期高齢者健康診査は、がん検診と同時受診が可能な総合検診を実施しています。また、市内医療機関で予約して受診できる個別検診も実施し、受診しやすい体制を構築しています。
- 国保人間ドック、後期高齢者人間ドックは検査費用の助成を行っています。
- 特定保健指導対象者に、個別通知の送付及び訪問や電話での利用の勧奨、健康増進施設で実施している既存の事業を活用した特定保健指導の利用の勧奨を実施しました。
- がん検診を受けやすいよう検診日程を設定するほか、健康づくりガイドブックを見直し、愛育委員と協力して受診勧奨を行いました。
- おでかけ健康教室や特定保健指導、集団検診時の保健指導等を通して、健康教育・健康相談を実施し、生活習慣病の予防や重症化予防に関する知識の普及に努めました。

【 特定健康診査等受診状況 】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	見込値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
特定健康診査受診率(%)	30.0	35.3	38.0	37.5	39.0	46.6
特定保健指導利用率(%)	20.0	29.4	23.0	16.6	24.0	25.7
後期高齢者健康診査受診率(%)	20.0	22.4	26.0	21.8	27.0	22.2
国保人間ドック受診者数 (人/年)	885	852	1,000	947	1,050	941
後期高齢者人間ドック受診者数 (人/年)	585	622	600	511	600	542

資料:新見市市民課事業報告書(各年度3月末日現在)

【 がん検診受診状況 】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	見込値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
胃がん受診率(%)	18.4	19.9	21.0	18.8	21.2	19.4
結核・肺がん受診率(%)	32.7	35.2	35.0	34.4	38.0	36.0
乳がん受診率(%)	26.8	21.8	28.0	32.2	28.2	31.1
子宮頸がん受診率(%)	11.2	16.6	15.0	18.7	20.0	18.3
大腸がん受診率(%)	30.8	33.8	35.0	33.6	36.0	35.2
前立腺がん受診率(%)	18.9	20.2	21.0	20.7	22.0	21.7

資料:新見市健康医療課事業報告書(各年度3月末日現在)

【 健康教育・健康相談 】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	見込値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
健康教育						
開催回数(回/年)	200	179	275	166	280	217
延べ参加人数(人/年)	3,000	2,499	3,900	2,192	4,000	2,830
健康相談						
開催回数(回/年)	28	28	30	28	33	29
延べ参加人数(人/年)	1,601	1,455	1,700	1,408	1,800	1,386

資料:新見市健康医療課事業報告書(各年度3月末日現在)

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 自分の健康状態を適切に把握し、生活習慣病を予防するためにも、検診を受けやすい環境づくりや受診勧奨を行う必要があります。
- あらゆる機会を利用して、健康教育・健康相談を実施し、生活習慣病の予防や重症化予防に取り組んでいく必要があります。

#### 4 健康維持・増進

【これまでの主な取組内容】

- 市の広報紙を活用し、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種の啓発活動を実施しました。
- 健康づくり連絡会を開催し、健康課題の抽出や意見交換を行うとともに、各部会と連携し、ライフステージごとの健康課題に向けた取組を実施しました。

【いきいき健康アップ支援事業】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	見込値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
広域版参加人数(人/年)	140	126	250	126	260	154
地域版実施団体数(会場数)	23	23	23	23	24	23
地域版延べ参加人数	3,107	2,822	3,050	2,320	3,150	2,556

資料：新見市健康医療課事業報告書(各年度3月末日現在)

【高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌予防接種】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	見込値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
インフルエンザ接種率(%)	65.0	68.2	60.0	62.9	61.0	60.1
肺炎球菌接種率(%)	22.0	13.3	23.0	8.6	23.5	6.0

資料：新見市健康医療課事業報告書(各年度3月末日現在)

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 接種の必要性について、継続的に啓発活動を実施していくことが必要です。
- 地域運営組織が立ち上がってきていることから、地域で行う健康づくりについて、推進方法を検討していく必要があります。

## 【基本目標6】生きがいづくりと社会参加の推進

### 1 生きがい活動への支援

#### 【これまでの主な取組内容】

- 市の広報紙やホームページ等を活用し「まなび広場にいみ」や各地域の公民館等で開催される生涯学習活動についての情報を提供しました。
- 公民館等を地域づくり拠点として位置付け、各種教室やサークル活動、地域行事を通して高齢者の生きがいづくりを促進しました。
- 高齢者が取り組めるニュースポーツ（モルック、ラダーゲッター等）の普及を図りました。
- 公民館事業として、三世代交流の昔遊び教室や伝承料理教室等を開催しました。
- 老人の教養の向上やレクリエーションの場である老人憩いの家の管理、運営を行いました。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、地域団体主催の敬老会の開催に代わり行われた記念品の配布を支援しました。

#### 点検・評価結果から見た今後の主な課題

- 高齢者の地域活動への参画による、生きがいづくりに向けた検討が必要です。
- 高齢者の健康教室やニュースポーツへの更なる参加を促進するため、様々な工夫が必要です。
- 三世代交流の各種教室等において、知識、技能を継承できる講師（高齢者）の確保や子育て世代の若い親の参加を促進することが必要です。

### 2 社会参加活動の推進

#### 【これまでの主な取組内容】

- シルバー人材センターの経営安定化を目指し、支援を行いました。
- 新見市老人クラブ連合会や単位老人クラブの運営の安定化を図るため、活動を支援しました。

#### 【老人クラブへの支援】

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	見込値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値
クラブ数(件)	85	85	87	82	87	79
加入率(%)	43.5	39.2	43.5	37.2	43.6	35.5

注：加入率は、60歳以上人口に占める60歳以上会員数の割合  
資料：各年度3月末日現在

点検・評価結果から見た今後の主な課題

- シルバー人材センターの会員数が減少しているため、継続的なサービスが提供できるよう、会員確保の取組が必要です。
- 老人クラブの解散や加入者の減少が見られるため、老人クラブの加入促進に向けた取組への支援等が必要です。

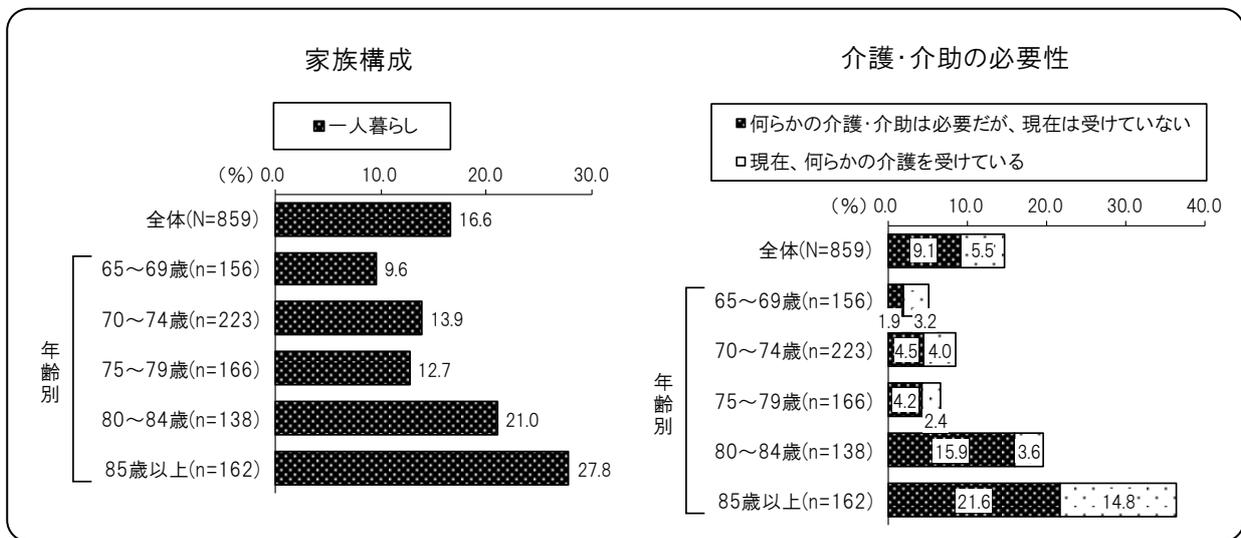
# 第4章 アンケート結果から読み取れる現状と課題

## 【1】介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の整理と課題

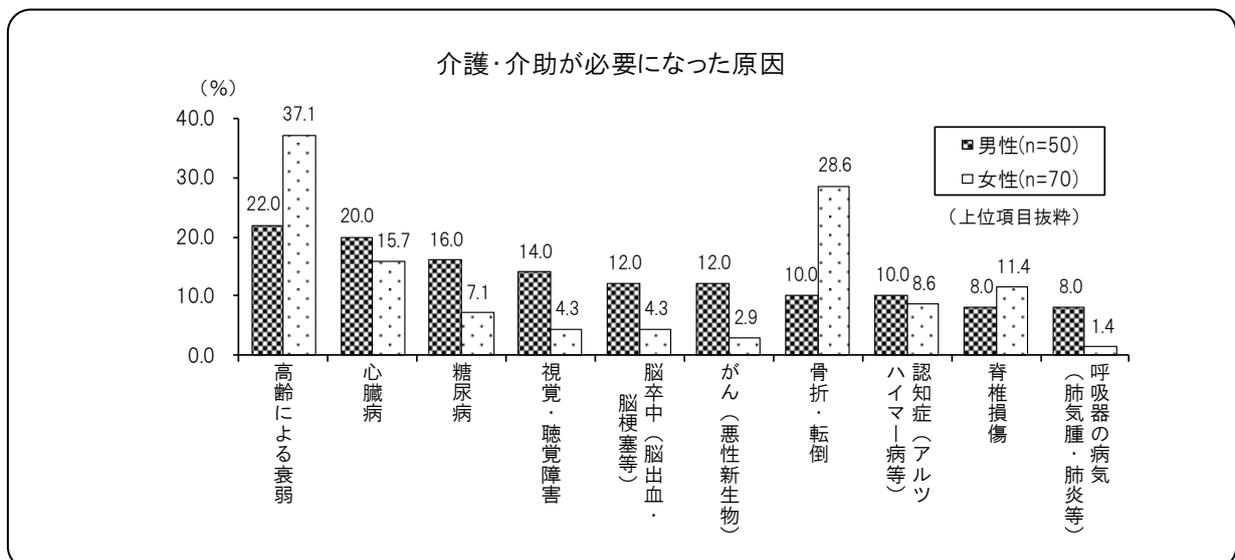
### 1 家族や生活状況について

#### 【現状の整理】

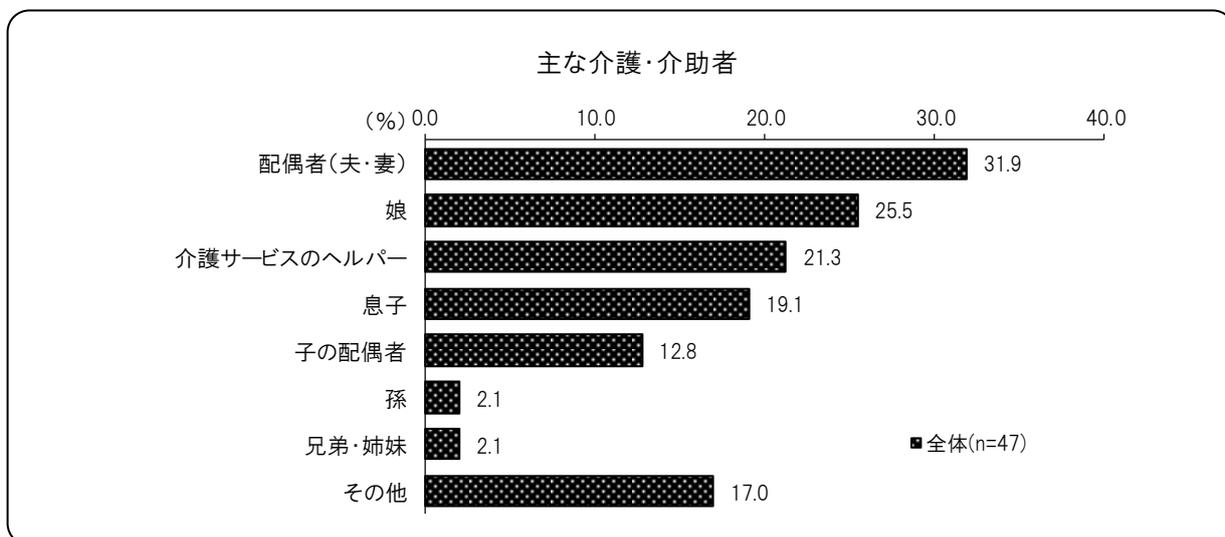
- 家族構成をみると、おおむね年齢が上がるほど「一人暮らし」の高齢者が多くなっています。
- 介護・介助の必要性については、年齢が上がるほど必要となる割合が高くなる傾向にあり、特に85歳以上で3人に1人以上が必要と回答しています。



- 介護、介助が必要になった主な原因については、男性は女性に比べ「糖尿病」「視覚・聴覚障害」「脳卒中」「がん」の割合が高く、女性は「高齢による衰弱」「骨折・転倒」の割合が男性を大きく上回っています。



- 主な介護・介助者は、「配偶者（夫・妻）」「娘」「介護サービスのヘルパー」「息子」の順に高く、女性は「子の配偶者」が男性を大きく上回っています。



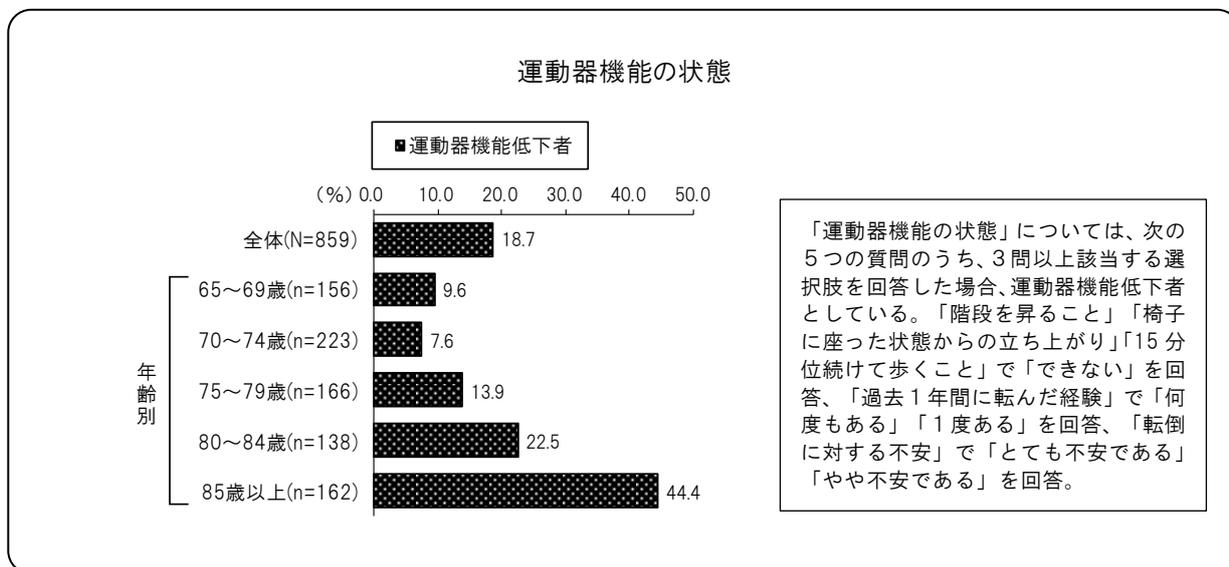
### 今後の課題

- 住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域の社会資源を効果的に活用しながら、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の充実が求められます。
- より高齢になるほど一人暮らし世帯が増え、介護・介助ニーズも高まることから、地域との連携を図りながら、独居高齢者の把握をはじめ、老々介護や家族介護の負担の軽減、必要とされる支援サービスの提供など、ニーズに応じた支援施策の検討が必要です。
- 介護予防の観点から、生活習慣病の予防、骨粗しょう症や転倒リスクの予防など、性別や年齢に応じた健康診断メニューや予防対策の充実が必要です。

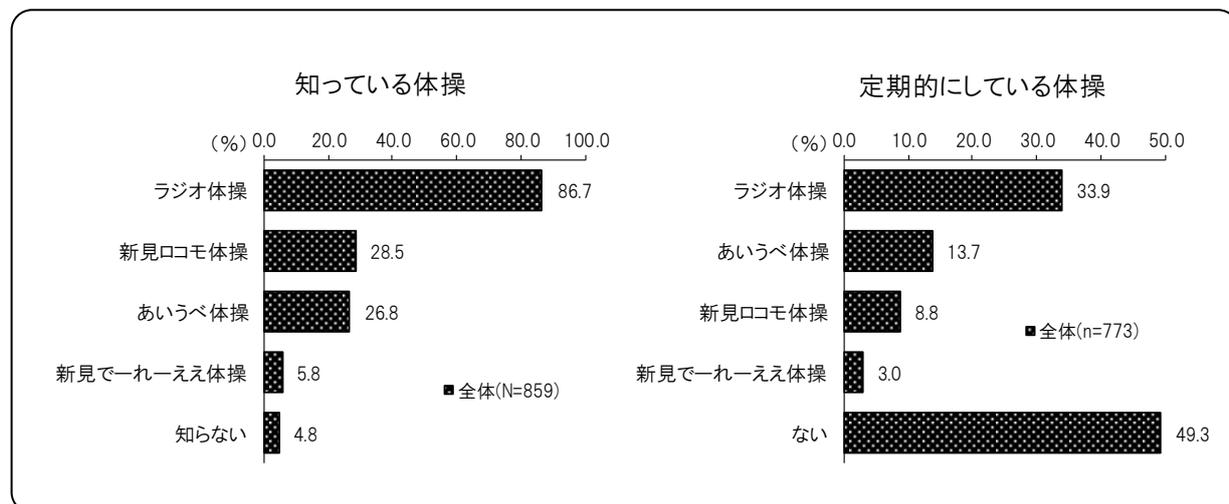
## 2 身体状況等について

### [ 現状の整理 ]

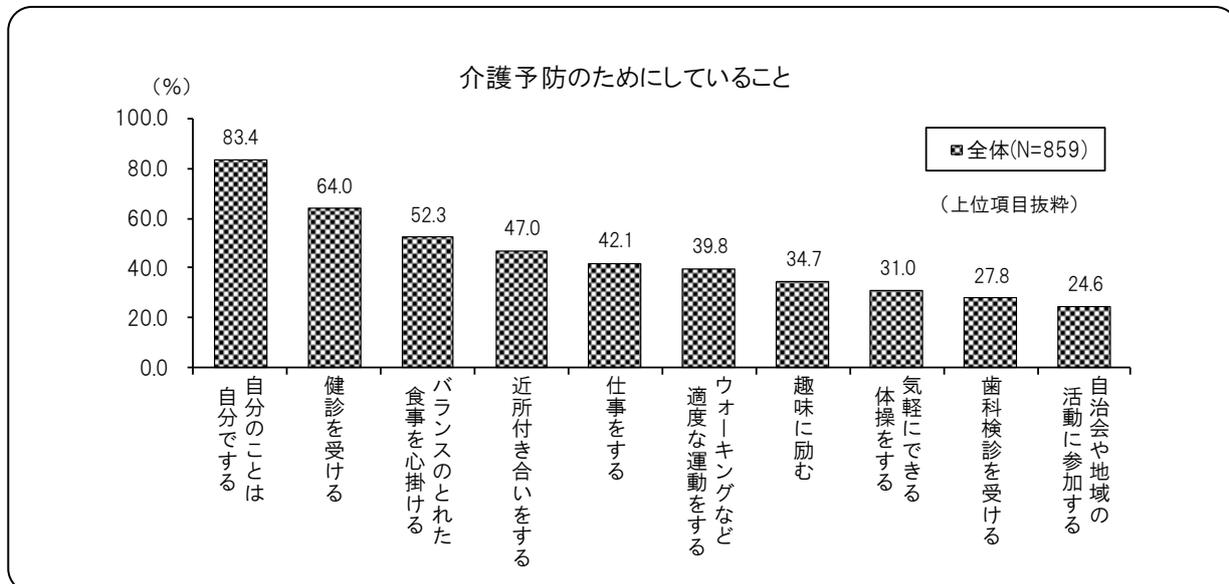
- 運動器機能の状態については、おおむね年齢が上がるほど「運動器機能低下者」が増える傾向にあり、85歳以上で4割以上を占めています。



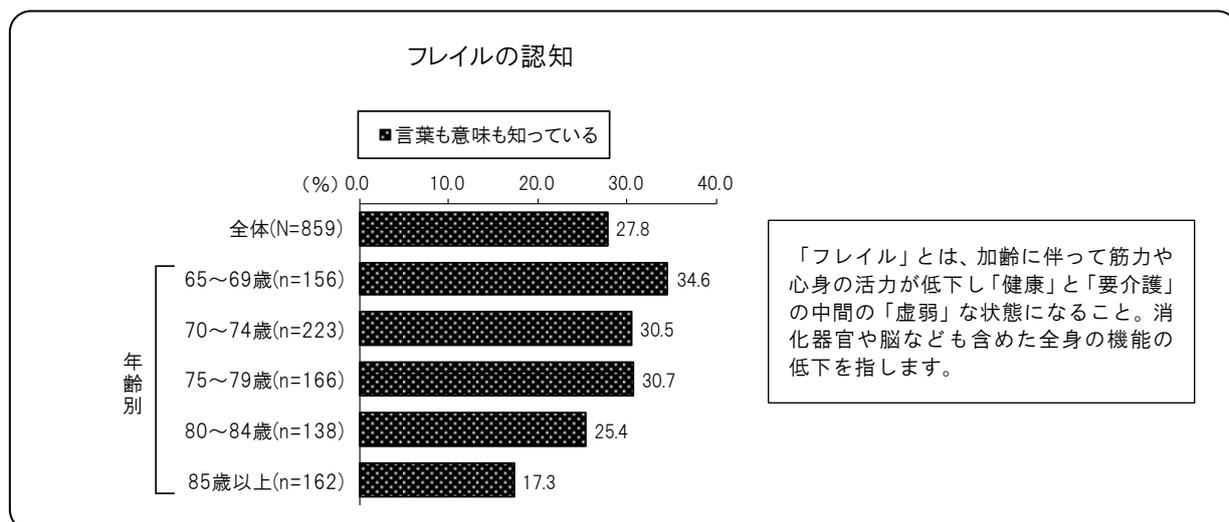
- 知っている体操については「ラジオ体操」が8割以上と最も高く、定期的に行っている体操も3人に1人が「ラジオ体操」と回答しています。一方、約半数が定期的に行っている体操は「ない」と答えています。



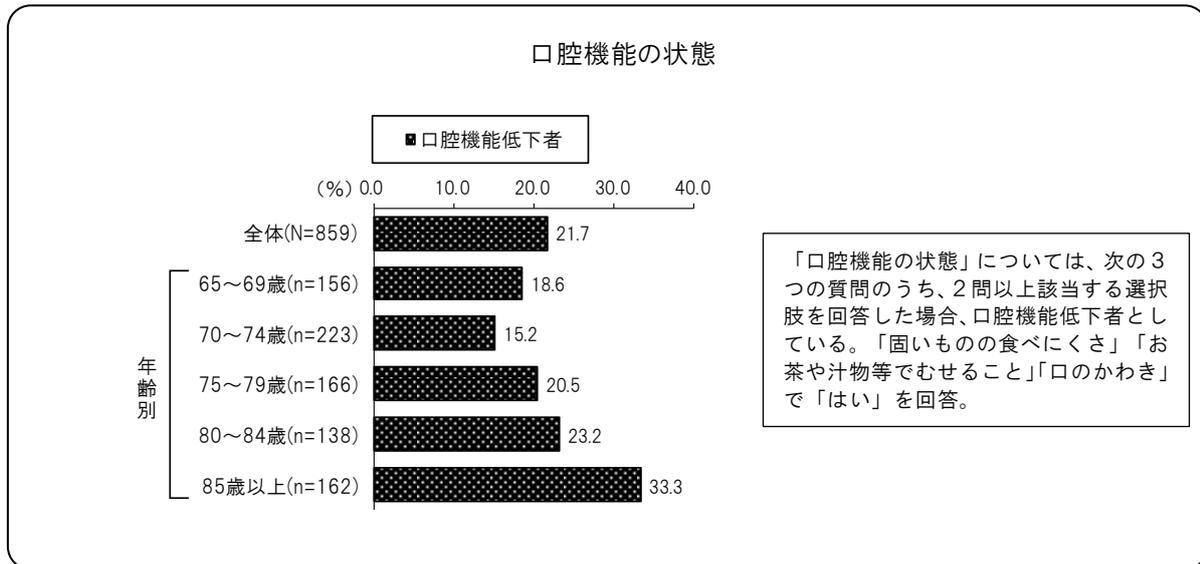
- 介護予防のためにしていることについては「自分のことは自分です」の割合が8割以上と最も高く、次いで「健診を受ける」「バランスのとれた食事を心掛ける」「近所付き合いをする」「仕事をする」の順となっている。



- 「フレイル」の認知状況について、年齢が上がるほど「言葉も意味も知っている」の割合が低くなる傾向にあります。



- 口腔機能の状態については、おおむね年齢が上がるほど「口腔機能低下者」が増える傾向にあり、85歳以上で3人に1人の割合となっています。



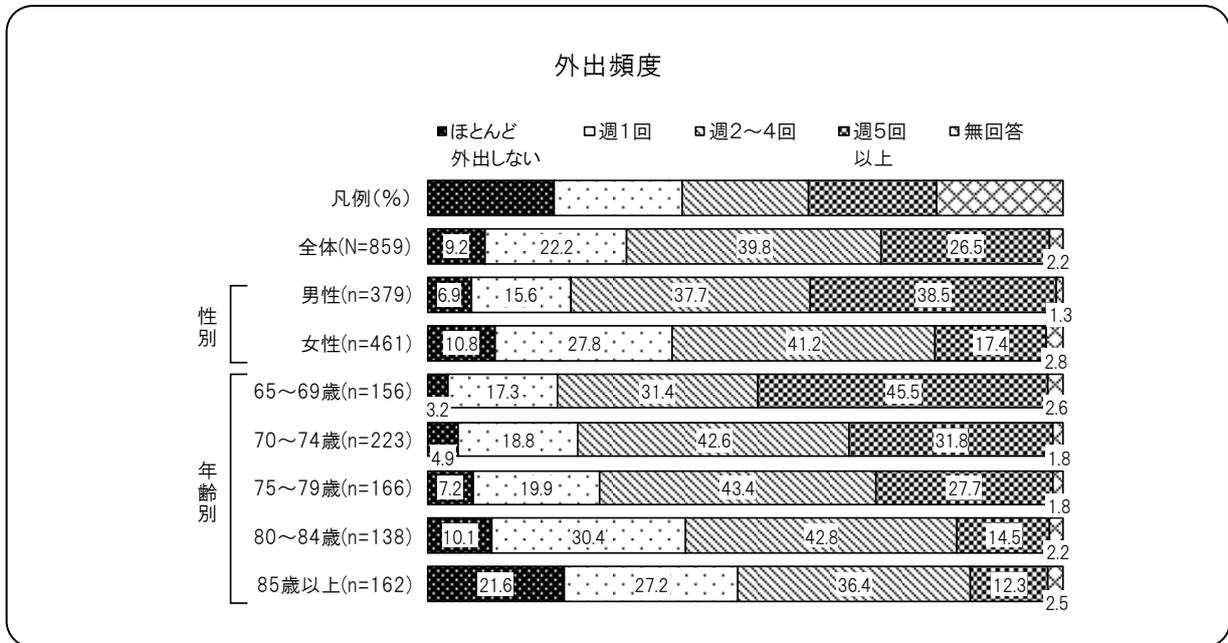
### 今後の課題

- 「新見ロコモ体操」「あいうべ体操」「新見で一れーええ体操」など日常的な運動の促進を図り、運動器機能の向上、転倒防止をはじめ、地域コミュニティへの参加を促すことで認知症のリスクを下げるなど、介護予防施策の充実が求められます。
- 「フレイル」について高齢者にも分かりやすい情報の発信を行うことで周知を図り、フレイル予防に向けた運動プログラムや食生活などを提案することが必要です。
- 口腔衛生に関しては「新見市健康増進計画」の施策との連携を強化し、歯科検診の定期受診率の向上を目指すとともに、「8020運動」の継続的な推進や口腔全般の機能向上を図る取組が必要です。

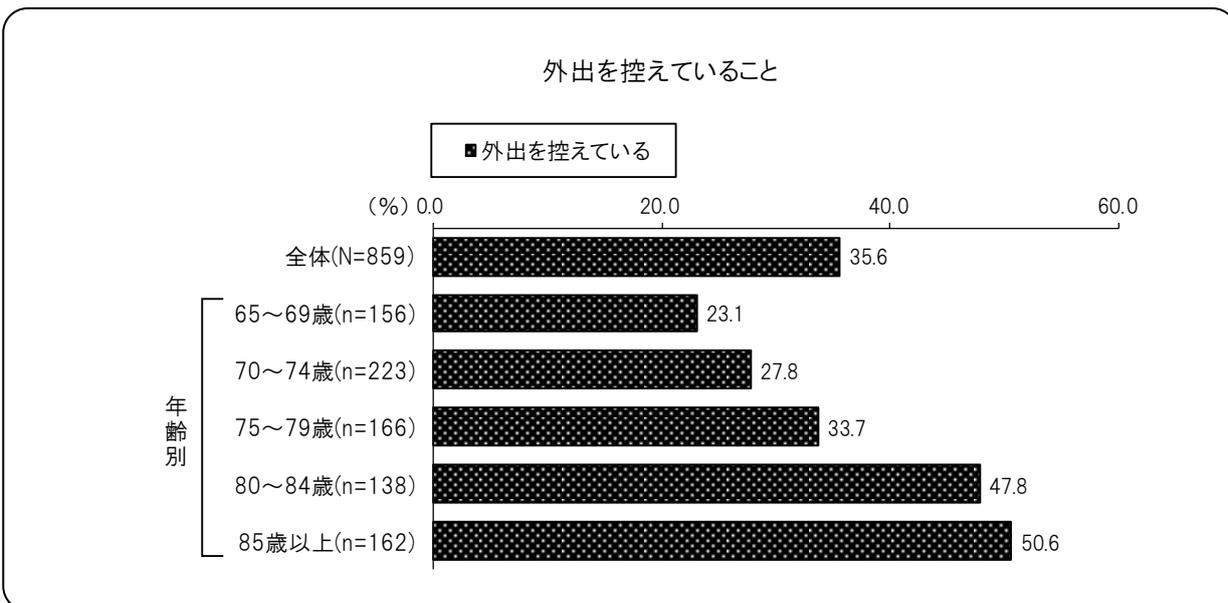
### 3 社会参加について

#### [ 現状の整理 ]

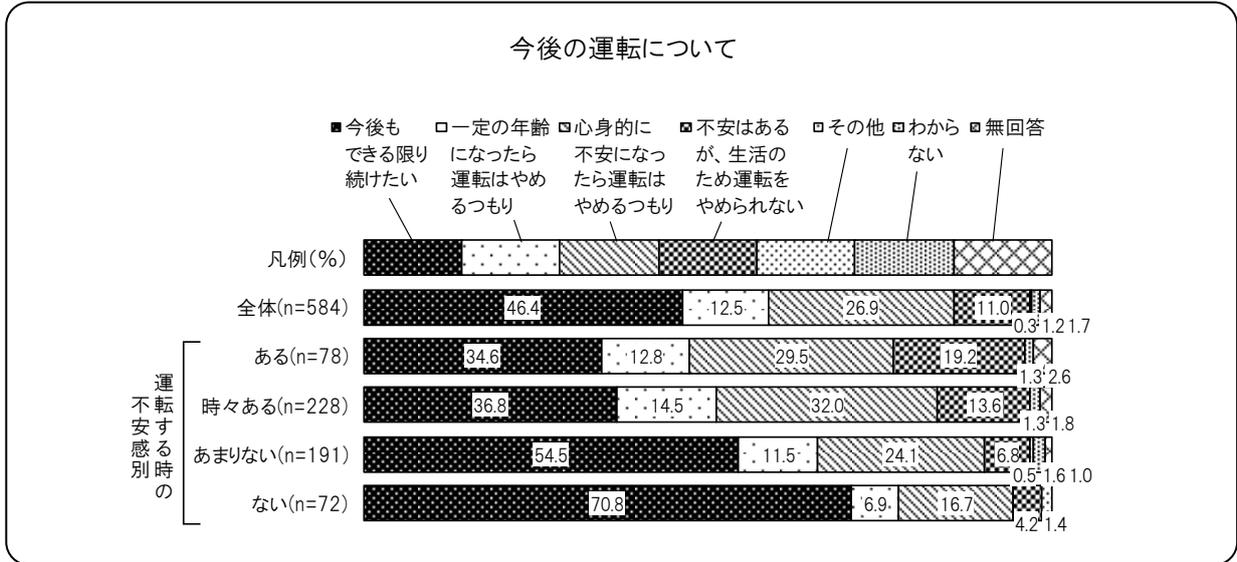
- 外出頻度については、全体で「週1回以内」の割合は3割を占めており、特に女性でその割合が高くなっています。また、年齢が上がるほど「週1回以内」の割合が高くなる傾向にあり、85歳以上では約2割が「ほとんど外出しない」と回答しています。



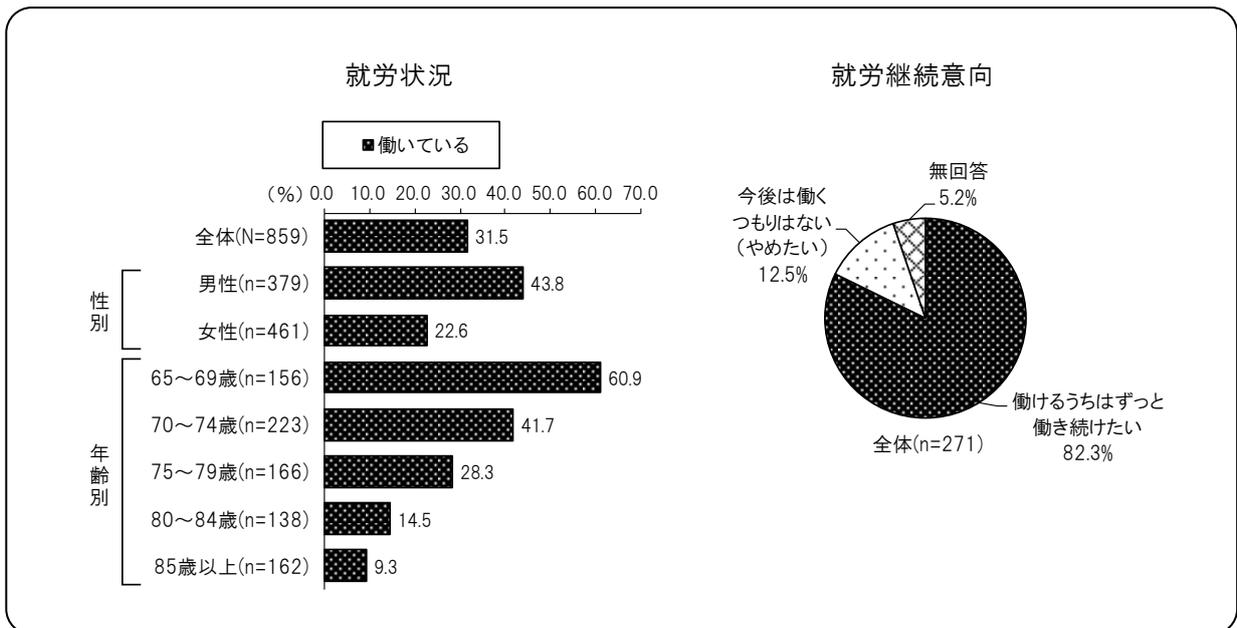
- およそ3人に1人が「外出を控えている」と回答しており、年齢が上がるほどその割合が増える傾向にあります。



- 外出する際の移動手段については、全体の約6割が「自動車（自分で運転）」と回答しており、特に男性でその割合が高くなっています。
- 今後の運転については、「今後もできる限り続けたい」の割合が最も高くなっていますが、約4割が一定の年齢や心身的に不安になったら運転をやめるつもりと回答しています。その割合は、運転に不安を感じる人ほど高くなっています。



- 就労状況をみると、約3割が働いており、男性や年齢が若い層ほどその割合が高くなっています。また、働いている人の8割以上が就労を継続したいと回答しています。



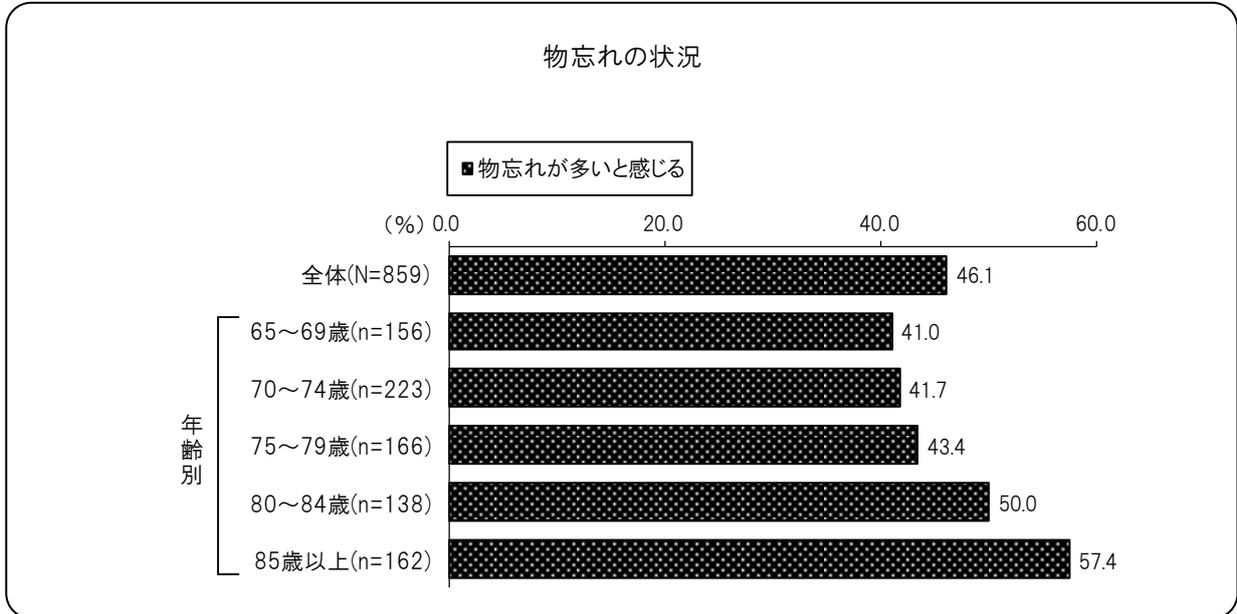
### 今後の課題

- 年齢が上がるほど外出を控える高齢者が多くなっています。高齢者の孤立や閉じこもりの状況を把握する必要があります。また、運動の機会の充実や集いの場づくり、趣味や生きがいの創出、地域コミュニティへの参画の機会を提供し、社会参加を促進することが必要です。
- 高齢者ドライバーに対する安全運転講習の実施、運転免許返納に伴う移動支援や公共交通手段の拡充を検討する必要があります。
- 就労意欲のある高齢者が、生きがいを感じながら無理なく働ける環境を準備することが必要です。

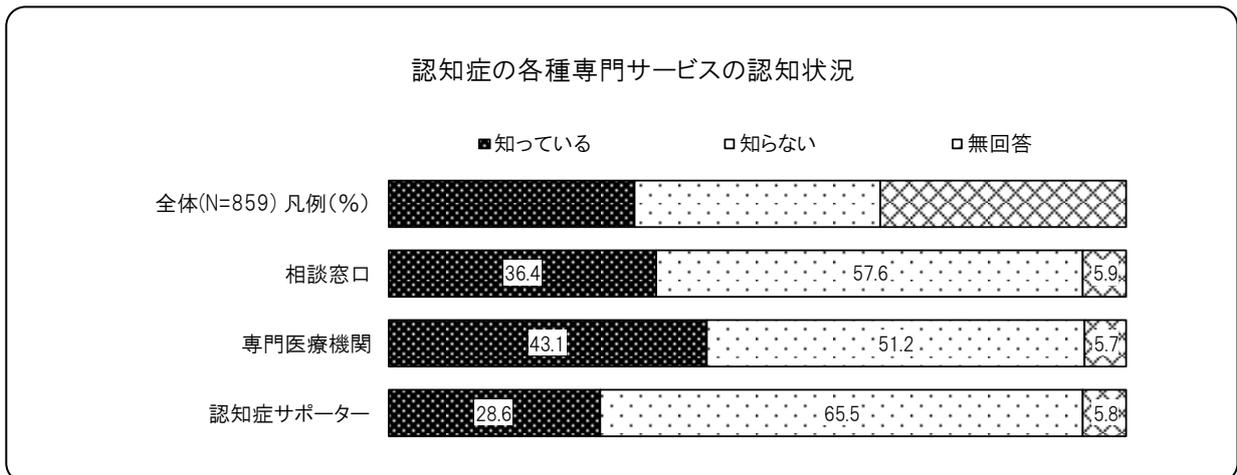
## 4 認知症について

### [ 現状の整理 ]

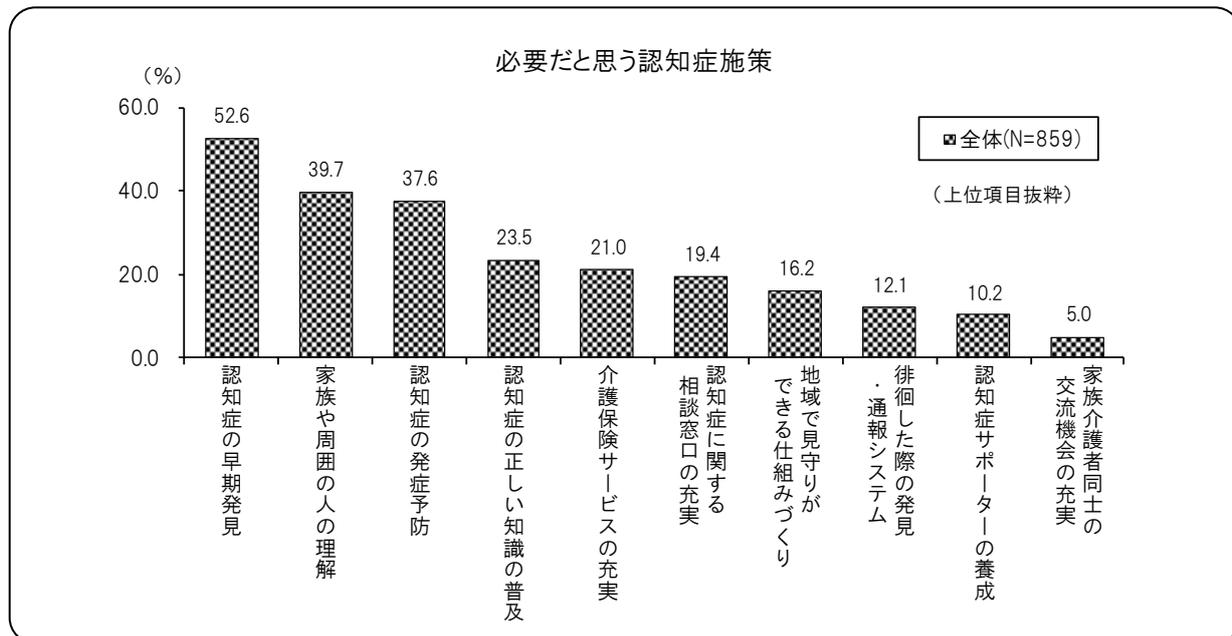
- 物忘れについては、4割以上が「物忘れが多いと感じる」と回答しており、年齢が上がるほどその割合が高くなる傾向にあります。



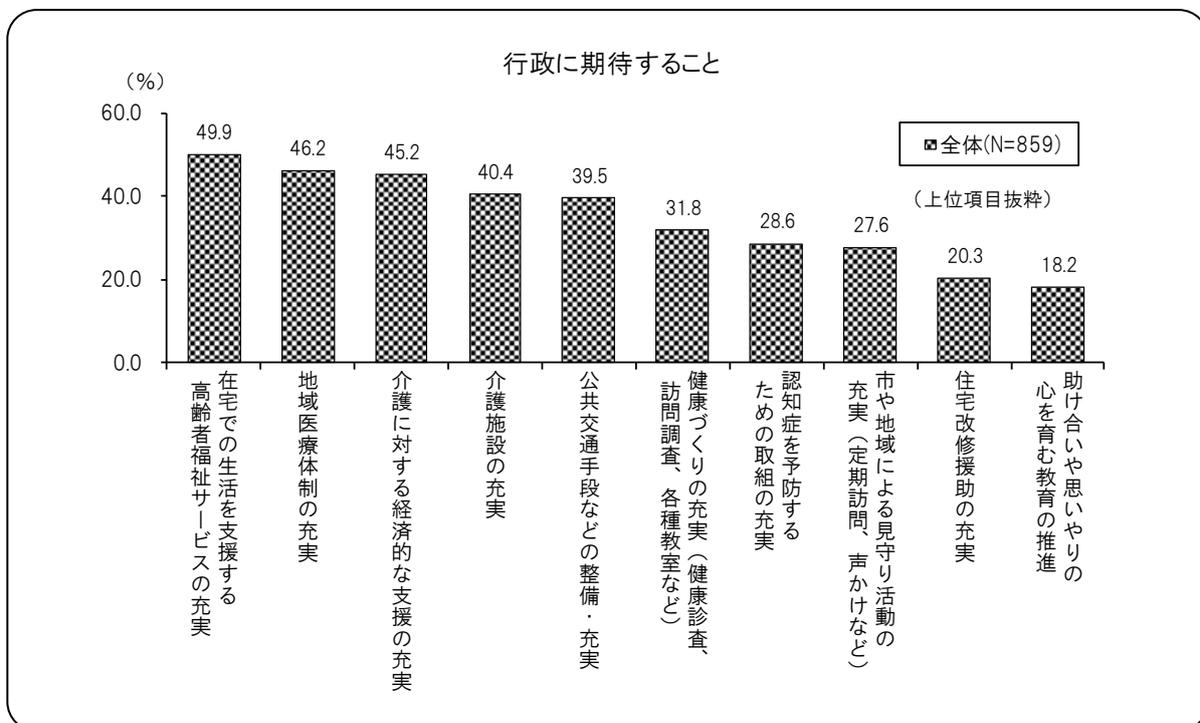
- 電話をかけること、公共交通機関での移動、買物、請求書の支払い、預貯金の管理など、日常生活の動作については、おおむねできる人が大半を占めていますが、加齢とともに困難になる人が増加する傾向にあります。
- 認知症の各種専門サービスについては、「専門医療機関」の認知率が比較的高い一方で、その他のサービスを含め半数以上が「知らない」と回答しています。



- 認知症施策としては「認知症の早期発見」「家族や周囲の人の理解」「認知症の発症予防」などが求められています。



- 高齢者施策については「在宅での生活を支援する高齢者福祉サービスの充実」をはじめ、「地域医療体制の充実」「介護に対する経済的な支援の充実」など多岐にわたる施策が求められています。



### 今後の課題

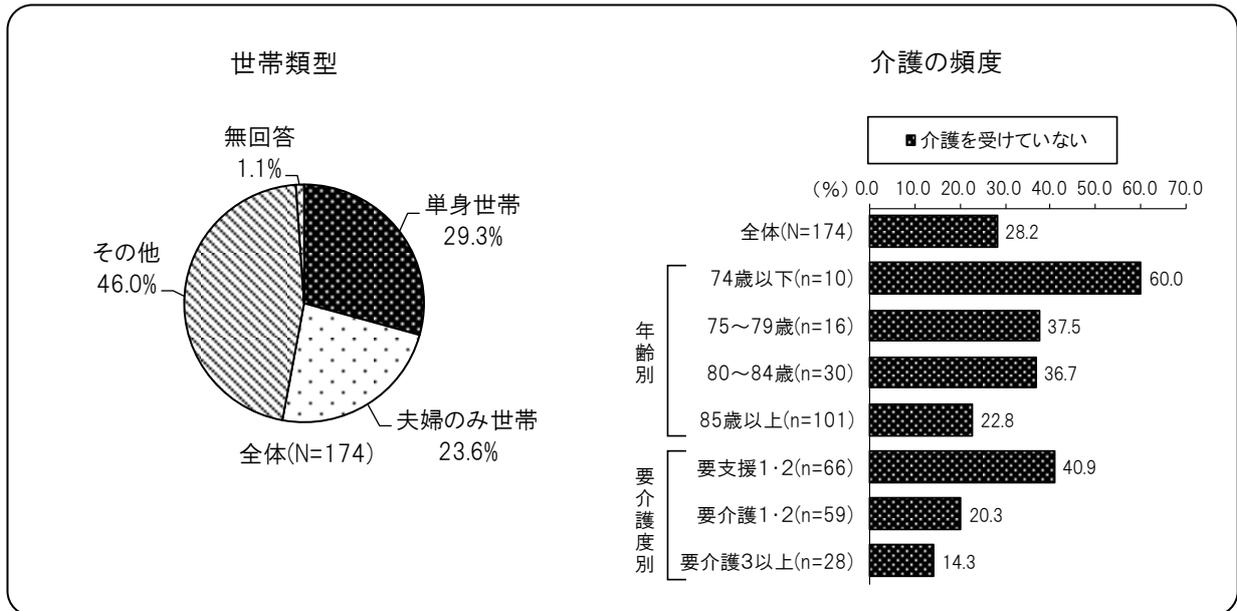
- 認知症を早期に発見できるよう、地域の医療体制の充実をはじめ、関係機関との連携、認知症専門相談窓口や認知症サポーターの周知と利用の促進を図る必要があります。
- 生活習慣病、聴力の低下、社会的孤立、飲酒・喫煙などが認知症リスクを高める要因とされている<sup>※</sup>ことから、食生活の改善や運動の習慣化、脳の機能の活性化を図る脳のトレーニングの実施や社会参加の促進、禁酒・禁煙プログラムの実施など、認知症の予防に向けた取組を充実する必要があります。

※ WHO「認知機能低下及び認知症のリスク低減のためのガイドライン」2019年より

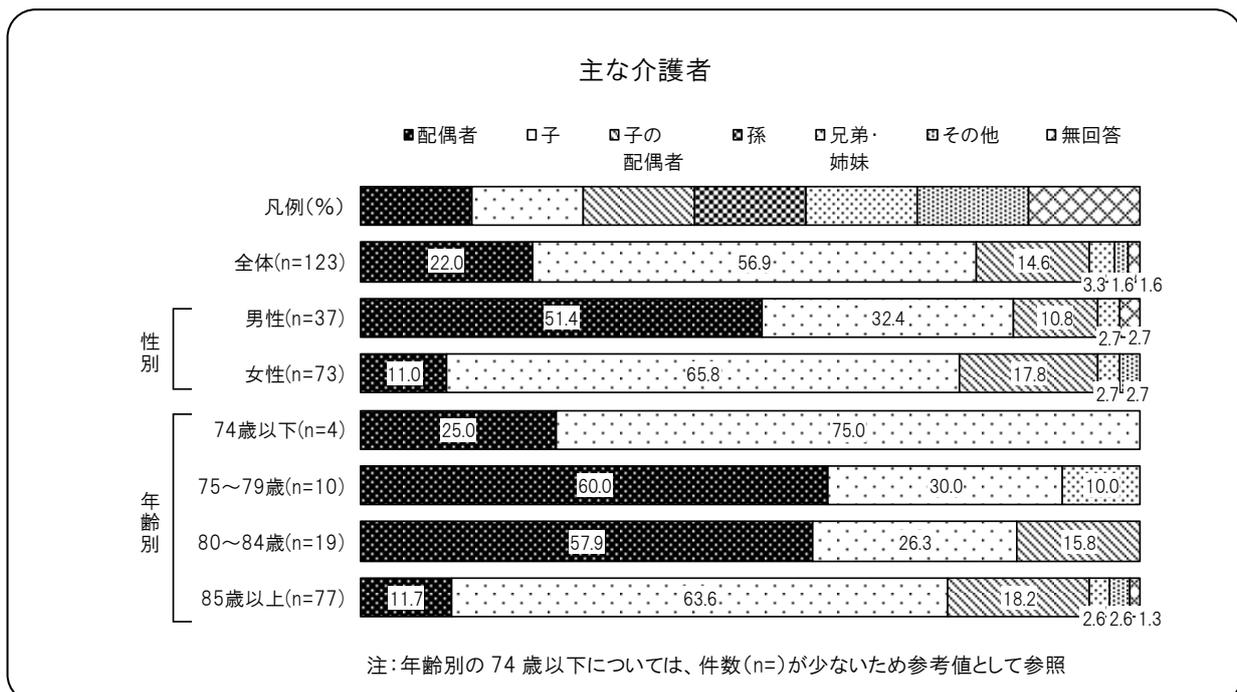
## 【2】在宅介護実態調査の整理と課題

### [ 現状の整理 ]

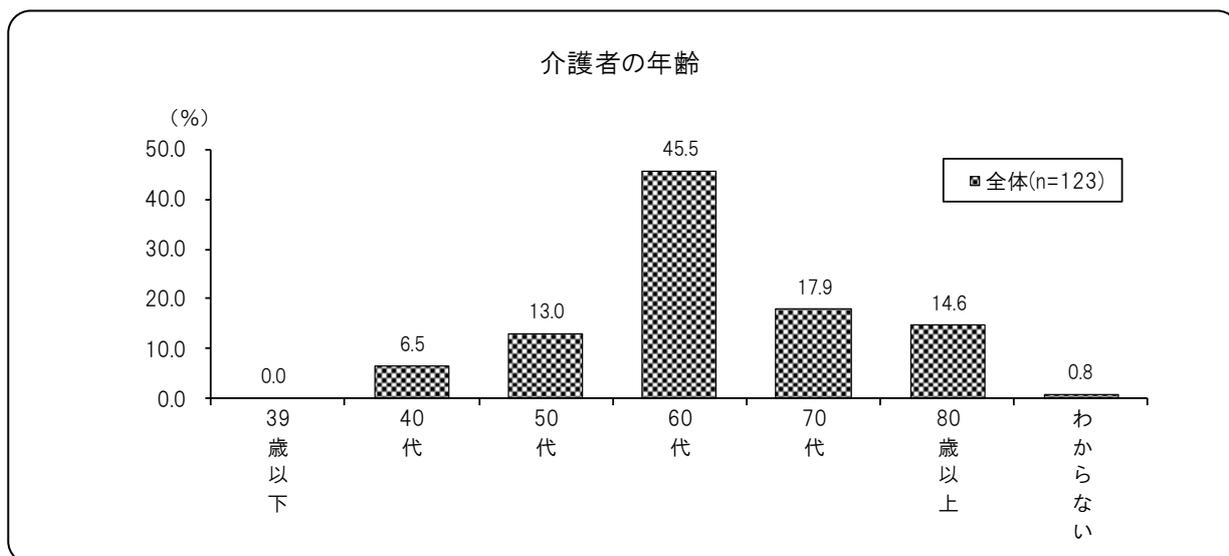
- 在宅で生活している要介護認定者の約3割が「単身世帯」、約4人に1人が「夫婦のみ世帯」と回答しています。
- 家族などによる介護について、年齢が若い層ほど「介護を受けていない」割合が高く、年齢や要介護度が上がるほど「介護を受けていない」割合は低くなる傾向にあります。



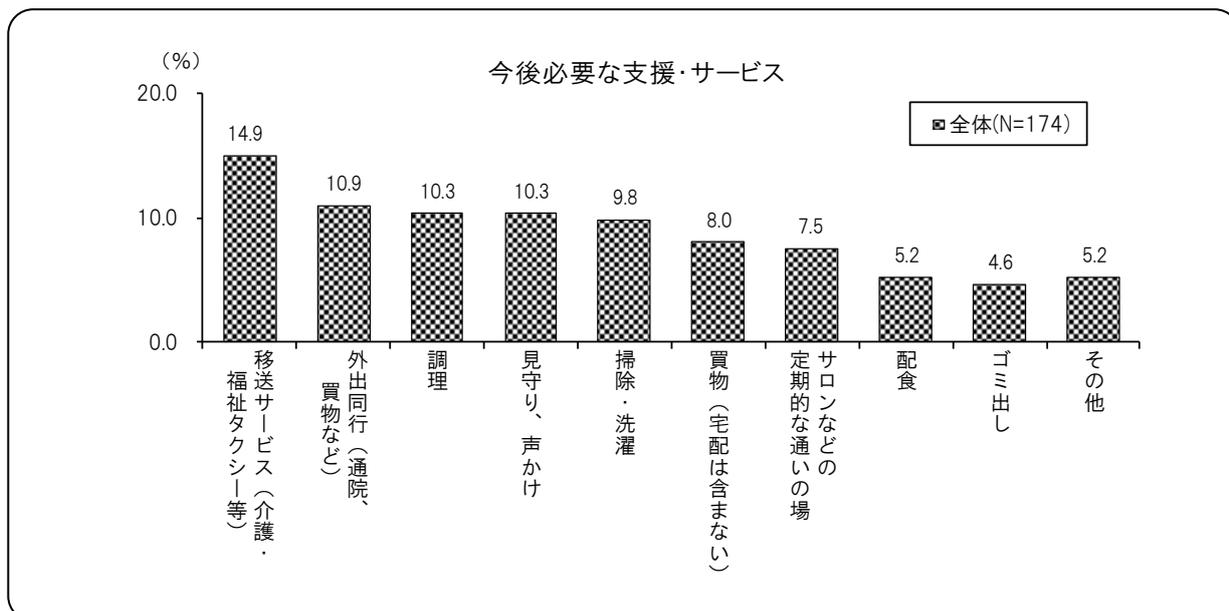
- 主な介護者は、男性は「配偶者」、女性は「子」「子の配偶者」が多く、85歳以上では「子」の割合が高くなっています。



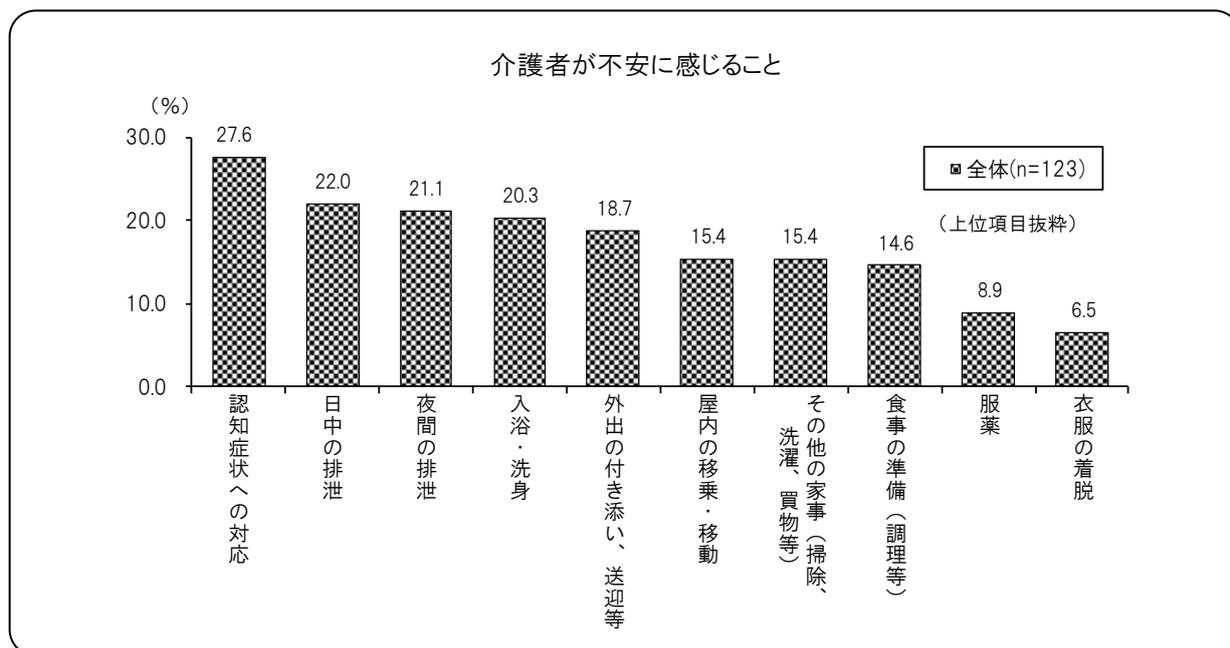
- 介護者の年齢は「60代」が最も多く、「70代以上」は約3割を占めています。



- 今後の在宅生活の継続に必要な支援・サービスについては「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」「外出同行（通院、買物など）」「調理」「見守り、声かけ」「掃除・洗濯」の順にニーズが高くなっています。



- 介護者が不安に感じることについては「認知症状への対応」が最も多く、次いで「排泄」「入浴・洗身」「外出の付き添い、送迎等」などがあがっています。



### 今後の課題

- 在宅で介護を受けている人は、単身世帯や夫婦のみの世帯が多く、介護者の高齢化も目立っています。住み慣れた地域で安心して生活をするためには、要介護等認定者本人への介護支援はもとより、家族介護者の負担を軽減するためのレスパイト支援の充実が求められます。
- 在宅生活をする上でニーズが高い移送サービス、外出の同行、生活援助、見守りなどの充実が求められます。
- 認知症状への対応、排泄、入浴等の身体的介護など、介護者の不安や負担が軽減されるような施策の充実については、公的サービスのみならず、地域におけるインフォーマルサービスの促進など、あらゆる地域資源、人的資源の更なる発掘が必要です。

## 第5章 計画の基本的な考え方

### 【1】基本理念

本市では、最上位計画である「新見市総合計画（現行は「第3次」）」の健康福祉分野における「高齢者福祉」施策において、福祉現場での人材不足や高齢者のみの世帯、独居高齢者の増加、生きがいを持って生活できる社会の実現といった現状と課題を踏まえ「高齢者が生きがいを実感でき地域全体で支えるまち」を目指しています。

本計画における高齢者福祉施策は、この考え方に基づいて様々な取組が実行されます。

第8期計画においては「共に支え合い 笑顔があふれるあたたかいまち にいみ」という基本理念を掲げ、様々な取組を推進してきました。

この基本理念は「新見市総合計画」の方針にもつながるものであり、本計画においては、高齢者福祉及び介護保険施策の充実と持続可能な取組の推進を目指し、この基本理念を継承し、市民、地域、関係団体、サービス提供事業所等の関係機関と連携し、地域全体で高齢者福祉施策の総合的な推進を図るとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

#### ● 本計画の基本理念 ●

## 共に支え合い 笑顔があふれる あたたかいまち にいみ

本計画においては、国、県の動きや本市における高齢者の現状やニーズ、また、新たな課題等を踏まえ、改めて3つの「重点目標」を定めます。その「重点目標」に基づいて、それぞれに「基本目標」を定め、個別施策の展開を図ります。

## 【2】重点目標

---

本計画の「重点目標」については、基本理念の考え方と本市における高齢者を取り巻く現状やニーズ、課題等を踏まえ、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと健やかに暮らせる地域づくりを目指して、次のとおり定めます。

---

### 重点目標1 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

---

高齢者が住み慣れた地域において、安心して現在の暮らしを継続できるよう、これまで推進してきた「地域包括ケアシステム」の充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の更なる推進をはじめ、認知症対策の充実、在宅福祉サービスの充実を図ります。

---

### 重点目標2 健康で生きがいのあるまちづくり

---

生活機能の低下や生活習慣病等を予防し、生涯にわたって自分らしく健康で生き生きと暮らせるよう、健康づくりや介護予防・フレイル予防活動を推進するとともに、高齢者の地域や社会における様々な活動への参加を促進します。

---

### 重点目標3 適切に介護サービスを利用できるまちづくり

---

保健、医療、福祉等の関係機関や団体と連携した支援をはじめ、介護が必要な状態になっても、必要なサービスを必要なときに適切に利用できるよう、介護保険事業の円滑な運営に努めます。

## 【3】 施策体系

### ● 基本理念 ●

## 共に支え合い 笑顔があふれる あたたかいまち にいみ

### 【 重点目標 】

### 【 基本目標 】

### 【 施策の展開 】

1 住み慣れた  
地域で安心して  
暮らせる  
まちづくり

1 地域包括ケアシステムの充実

- 1 地域包括支援センターの機能強化
- 2 在宅医療・介護連携の推進と人材育成
- 3 地域ケア会議の推進
- 4 安心・安全な地域づくりの推進
- 5 権利擁護の推進

2 認知症対策の推進

- 1 認知症の理解の促進と予防・ケア対策の推進
- 2 家族介護者への支援
- 3 地域における見守り活動の推進

3 安心して暮らすための支援の充実

- 1 在宅福祉サービスの推進
- 2 安心して暮らせる住まいの確保

2 健康で  
生きがいのある  
まちづくり

4 介護予防と健康づくりの推進

- 1 介護予防・フレイル予防の推進
- 2 元気を維持する健康づくりの推進

5 社会参加と生きがいつくり

- 1 社会参加活動の促進
- 2 生きがい活動への支援

3 適切に介護  
サービスを利用できる  
まちづくり

6 介護保険事業の充実と円滑な運営

- 1 介護保険サービスの質の確保
- 2 制度の適正・円滑な運営

## 第6章 施策の展開

### 重点目標1 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

#### 【基本目標1】地域包括ケアシステムの充実

本市では、住まい、医療、介護、介護予防、生活支援の各サービスが、切れ目なく提供される社会の実現を目指す「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、関係機関とのネットワークの形成をはじめ、地域ケア会議の推進など、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進してきました。

国の基本指針においては、包括的な支援体制の構築等、社会福祉基盤の整備と併せて、医療と介護の連携の強化や医療、介護の情報基盤の一体的な整備による地域包括ケアシステムの一層の推進によって、地域共生社会の実現を図っていくことが求められています。

地域包括ケアシステムの充実に向けて、地域包括支援センターの機能強化をはじめ、地域の医療機関と介護サービス事業者等関係機関との、より緊密な連携を図ることができる在宅医療・介護連携体制の整備を推進します。

#### 1 地域包括支援センターの機能強化

##### 【具体的な取組】

取組名	取組内容
地域包括支援センターの機能強化	<ul style="list-style-type: none"><li>● 地域包括支援センターの運営方針に基づき、目標を明確にした事業計画を策定し、円滑かつ効率的な業務の運営に努めます。特に保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）の3職種の人員の確保に努めるとともに、職員の資質の向上を図り、地域包括支援センターの機能の強化に努めます。</li></ul>

#### 2 在宅医療・介護連携の推進と人材育成

##### 【具体的な取組】

取組名	取組内容
地域の医療・介護の資源の把握	<ul style="list-style-type: none"><li>● 保健、医療、介護、福祉の関係者が連携し、医療や介護の必要な人への支援を目的として、新見医師会にある在宅医療・介護連携支援センターまんさく（以下「まんさく」という。）、新見地域医療ネットワークが中心となり、本市の医療、介護サービス等を取りまとめた「在宅医療連携ガイド」について、データを随時更新します。また、医療機関や介護サービス事業所で活用できるよう周知し、庁内においては、市民へのサービス提供の検討等に活用します。</li></ul>

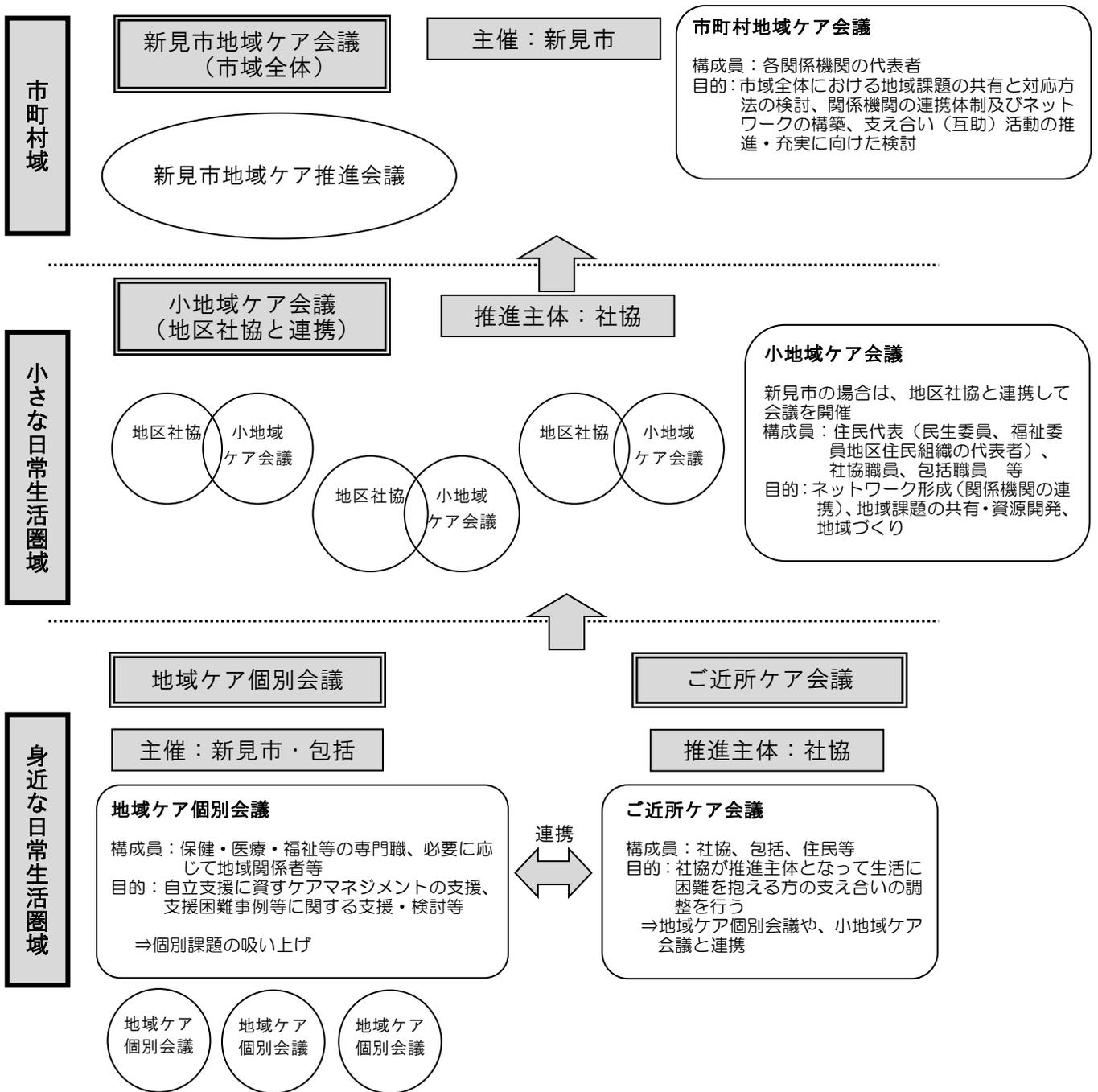
取組名	取組内容
在宅医療・介護連携の課題の抽出及びその対応策の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新見地域医療ネットワークを中心に、在宅医療・介護連携推進事業で取り組む事業の課題を吸い上げ、実務者レベルの意見をまとめ、在宅医療・介護連携推進協議会において協議や対応策等の検討を行います。</li> </ul>
切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「医療・介護れんらく帳」を、保険証やお薬手帳などを携帯できるカバーと一緒に、在宅サービスを利用している要支援・要介護認定者を中心に配布するとともに、記入や持参を呼び掛ける支援を行うことで、活用に向けた普及啓発を行います。また、必要に応じて「新見地域入退院支援ルール手引き」を活用し、本人や家族、支援している医療、介護事業所間で切れ目なく支援します。</li> </ul>
在宅医療・介護連携に関する相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まんさくに、在宅医療・介護の連携を支援する人材（コーディネーター）を配置し、多職種協働による相談支援体制づくりを推進します。</li> </ul>
地域住民への普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促すために、市民研修会や講演会の開催を行います。また、地元新聞へ記事の掲載も行うことで、在宅医療・介護に対する関心を高めます。</li> </ul>
医療・介護関係者の情報共有の支援、知識の習得等のための研修などの地域の実情に応じた医療・介護関係者の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● まんさくが中心となり、医療・介護従事者向け多職種連携人材育成研修会を開催します。在宅で生活を行うにあたり、健康や療養に関するテーマのほか、ACP（人生会議）に関する研修会も開催します。研修会では、毎回グループワークを行い、多職種連携の必要性や現状・課題について話し合うことで、協働・連携を深めます。</li> </ul>

### 3 地域ケア会議の推進

【 具体的な取組 】

取組名	取組内容
地域ケア会議の推進	<ul style="list-style-type: none"><li>● 小地域ケア会議を実施している地区については、地域の福祉課題が協議できる場を設けて課題を共有し、解決に向けて取り組みます。実施できていない地区については、関係団体職員や地域住民主体で会議が開催できるよう、参加者の調整や会議の方針について協議の場を持ちます。</li></ul>
地域ケア個別会議 (自立支援型)	<ul style="list-style-type: none"><li>● リハビリテーション専門職から自立支援に向けての具体的な支援方法や各専門職の視点を生かした助言が得られる場、また、各自の事例を支援関係者と共有することで、自立支援に向けたケアマネジメントを考える機会として「地域ケア個別会議」を定期的で開催し、支援の質の向上を目指します。</li><li>● 支援にあたっては、利用者が暮らす地域の実情や風習、地域課題など、対象者を取り巻く環境や地域にも焦点を当てて検討します。</li></ul>

【 新見市地域ケア会議フロー図 】



## 4 安心・安全な地域づくりの推進

### 【 具体的な取組 】

取組名	取組内容
高齢者等の見守りネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域住民や事業者、関係機関との連携による、高齢者等の見守りネットワーク「高齢者等事業者見守りネットワーク事業（通称：にいみ見守りねっと事業）」を推進するとともに、協力事業者の参画を促進します。</li> </ul>
独居高齢者安否確認事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一人暮らし等で見守りが必要な高齢者を、民生委員・児童委員や福祉委員等が定期的に訪問し、安否確認を行うとともに、孤立の解消を図ります。また、必要に応じて関係機関へ情報を提供し、支援につなぎます。</li> </ul>
新興感染症を含む感染症の感染拡大防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県や介護事業所等と連携し、感染症発症時に備え、感染拡大防止策の周知、啓発に努めるとともに、各事業所の実際の感染対策や訓練の実施状況を把握し、必要に応じて適切な助言を行います。</li> <li>● 災害時の避難や避難所での感染症対策をはじめ、感染症発生時の衛生物資の備蓄や調達、輸送体制等の構築を図ります。</li> </ul>

## 5 権利擁護の推進

### 【 具体的な取組 】

取組名	取組内容
成年後見制度等の普及・利用支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度や社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業について、周知を図るとともに啓発活動を推進し、必要な人が利用できる環境の整備に努めます。</li> <li>● 成年後見制度の紹介や手続きにおいて、関係機関との連携を図り、制度の利用が必要な人を支援します。</li> <li>● 市民後見人の育成や法人後見の支援等を行い、成年後見人等の確保に努めます。</li> </ul>
高齢者虐待防止ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域包括支援センターを中心に、関係機関との連携を強化し、虐待を発見した民生委員・児童委員や事業者等が速やかに通報、相談できる体制づくりを推進します。また、関係機関の代表者からなる「新見市権利擁護協議会」を開催し、現状や課題の共有、連携方法や対策の在り方等を検討します。</li> </ul>
虐待防止の啓発と虐待への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者虐待防止講演会等の開催を通して、市民や民生委員・児童委員、関係者に虐待の防止を啓発するとともに「新見市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づき、適切に支援します。また、新見市権利擁護委員会の助言を得ながら、迅速で的確な支援が行えるよう取り組みます。</li> </ul>

## 【基本目標 2】 認知症対策の推進

認知症対策については、認知症を正しく知ってもらう啓発活動をはじめ、発症予防に向けた取組の推進や早期発見、早期対応、適切な医療、介護等のサービスの確保、家族への支援体制等の構築など、進行段階に応じた適切な対応が必要です。

認知症サポーターの養成やその活動の充実を図るとともに、地域で見守る体制の構築を図り、認知症の予防とケア対策を推進します。

### 1 認知症の理解の促進と予防・ケア対策の推進

#### 【 具体的な取組 】

取組名	取組内容
認知症の早期診断・対応	<ul style="list-style-type: none"><li>● 認知症ケアパスを活用し、早期相談の重要性について啓発活動を行います。</li><li>● 認知症疾患医療センターの専門医や認知症サポート医の協力を得て、認知症初期集中支援チームの体制を強化し、早期診断、早期対応できる支援体制を構築します。</li></ul>
認知症の予防	<ul style="list-style-type: none"><li>● サロン等の集いの場において、認知症予防講座、iPad教室等を開催し、認知症予防に関する知識の普及に努めます。</li><li>● 岡山県認知症疾患医療センター等と連携し、認知症について正しい理解を深め、安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。</li></ul>

## 2 家族介護者への支援

### 【 具体的な取組 】

取組名	取組内容
相談窓口の周知・体制整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症地域支援推進員と連携し、各地区の民生委員会や認知症サポーター養成講座等、様々な機会を活用して認知症に関する相談窓口の周知に努めます。周知にあたっては、認知症ケアパスを盛り込んだ「認知症になっても安心して暮らせるまちにいみ」を活用するとともに、地域支援推進員を中心に関係機関と連携を図り、早期相談、早期の支援ができる体制づくりを推進します。</li> </ul>
認知症対応型介護サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活できるよう、身近できめ細かなサービスを受けることができる体制の構築を目指し、地域密着型介護サービス等の充実に努めます。</li> </ul>
家族介護者の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と情報を共有し、お互いに理解し合う集いの場となる「認知症カフェ」の設置を推進します。</li> <li>● 認知症の家族介護者同士が集い、定期的に交流する機会をつくり、家族介護者の精神的な負担の軽減を図ります。</li> <li>● 認知症になっても住みやすい地域づくりのために、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り支援する認知症サポーターの養成に取り組みます。</li> </ul>
ヤングケアラー支援体制の構築に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大人が担うような家事や家族の介護を、子どもが日常的に行っている「ヤングケアラー」について、民生委員・児童委員をはじめ児童相談所や子育て支援担当部署、学校、教育委員会、関係機関等と連携を図り、ヤングケアラーが疑われる児童・生徒の把握に努めるとともに、今後の対策を検討します。</li> </ul>

### 3 地域における見守り活動の推進

#### 【 具体的な取組 】

取組名	取組内容
地域で見守る体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民を対象とした認知症講演会の開催や「認知症になっても安心して暮らせるまちにいきみ」等の活用を通して、正しい知識の普及を図ります。</li> <li>● 認知症サポーター養成講座や認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援するサポーター数の増員に努めます。</li> <li>● 認知症キャラバン・メイト連絡会を開催し、認知症の人やその家族と認知症サポーターをつなぐ活動に取り組みます。</li> <li>● 認知症の人同士が交流できる場（本人ミーティング）が持てるよう取り組みます。</li> <li>● 認知症の人等の支援ニーズに認知症サポーターをつなげる仕組み（チームオレンジ）の構築に努めます。</li> </ul>
若年性認知症の人への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 若年性認知症の専門相談窓口である「おかやま若年性認知症支援センター」と連携した支援を推進します。</li> </ul>

#### 【 認知症対策の推進 】

	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	目標値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症キャラバン・メイト(人)	99	103	105	110	115
認知症サポーター人数(人)	5,747	5,997	6,200	6,400	6,600
認知症カフェ開催箇所数(箇所)	3	4	5	5	5
認知症初期集中支援チーム 新規対応件数(件)	12	5	5	5	5

## 【基本目標3】安心して暮らすための支援の充実

緊急通報システム事業や日常生活用具給付事業の実施など、地域で安心して暮らすための支援の充実に努めるとともに、地域の実情に応じた生活支援の取組を推進します。また、災害発生時の要支援者対策や防災、防犯対策など、総合的に安全、安心なまちづくりを推進します。さらに、高齢者一人一人の生活課題や多様な住まいのニーズに対応するため「養護老人ホーム」への入所措置等、関係機関と連携して、住まいの確保に向けた支援の充実に努めます。

### 1 在宅福祉サービスの推進

#### 【 具体的な取組 】

取組名	取組内容
緊急通報システム事業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 告知放送機器を活用した緊急通報システムにより、高齢者の日常生活における不安の解消を図るとともに、緊急時の連絡体制を整備します。</li></ul>
日常生活用具給付事業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 要介護認定で自立と認定されながらも、生活に支援を要する高齢者に、歩行支援用具や入浴補助用具、腰掛便座を給付します。</li><li>● 心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要な一人暮らし高齢者に電磁調理器を給付し、在宅での自立した生活を支援します。また給付対象者を明確にし、サービスの利用を促進します。</li></ul>
乗合タクシー事業	<ul style="list-style-type: none"><li>● 交通空白地の解消へ向け、市内周辺部について現在運行している「ふれあい送迎事業」を、利用する際により自由度の高い「乗合タクシー事業」へ統合し、市民の利便性の向上に努めます。</li></ul>
消費者被害の防止	<ul style="list-style-type: none"><li>● 巧妙化する特殊詐欺等の被害防止に向け、毎月の消費生活相談や、県消費生活センターと連携した電話による被害相談を実施するとともに、啓発活動に取り組みます。</li><li>● 高齢者の特殊詐欺等被害防止対策として、新見防犯連合会と共同で防犯機能を有した電話録音機の貸出事業を実施します。</li><li>● 民生委員・児童委員、愛育委員、社会福祉協議会などの家庭訪問時に、消費者被害に遭っていないかなど、見守りを行います。</li></ul>
火災予防対策	<ul style="list-style-type: none"><li>● 消防職員や消防団員による火災予防啓発活動を実施するとともに、各関係機関と連携し、住宅用火災警報器の点検や本体の交換について、周知や指導に努めます。</li></ul>

取組名	取組内容
災害時避難支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時に自力で避難することができない高齢者等を「新見市避難行動要支援者」に登録し、必要に応じて民生委員・児童委員や自主防災組織、消防、社会福祉協議会、警察等と情報を共有しながら、避難支援が適切に行えるよう、個別避難計画の作成に努めます。</li> </ul>
介護用品給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民税非課税世帯に属する要介護4又は5の要介護者を在宅で介護している家族の経済的な負担の軽減を図り、要介護高齢者の在宅福祉を支援するため、介護用品を給付します。</li> </ul>
介護手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護4、5又は重度の認知症の要介護者を在宅で介護している家族の経済的な負担の軽減を図るため、介護手当を支給します。</li> </ul>

## 2 安心して暮らせる住まいの確保

### 【 具体的な取組 】

取組名	取組内容
適切な住宅改修の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● バリアフリー住宅等、高齢者が暮らしやすい住宅に関する情報提供をはじめ、知識の普及を図ります。</li> <li>● 住宅改修が安全に暮らすための適切な工事となるよう、利用者や介護支援専門員、工事業者、行政間での連携を図ります。</li> </ul>
住宅改造費用の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者等が住み慣れた住宅で、安全に生活できるよう、住宅改造費の一部を助成し、本人の自立や介護者の身体的、経済的負担の軽減、また、在宅で生活しやすい環境の整備を図ります。</li> </ul>
福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「岡山県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がいのある人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で自立し、積極的に社会参加できるよう、公共施設や公共交通機関のバリアフリー化、道路環境の整備を推進します。</li> </ul>
養護老人ホーム（措置事業）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 環境上の理由や経済的な理由等により、居宅での生活が困難な高齢者に対し、本人の状況や居宅サービスとの調整を図りながら、養護老人ホームへの入所措置を行います。</li> </ul>

取組名	取組内容
軽費老人ホーム	● 60歳以上で心身機能の低下や高齢による衰弱等により、自立した生活や家族の援助等が困難な高齢者に、入浴や食事、生活相談等日常生活の支援を低額な料金で提供します。
その他の高齢者等への住宅支援	● 身体機能の低下や高齢により、自立した生活に不安がある高齢者が孤立することなく、健全な社会生活ができるよう、共同生活の場を提供します。

【 高齢者の住まいの確保 】

	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	目標値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
住宅改修					
申請(件)	207	200	205	210	215
老人ホーム等					
養護老人ホーム(箇所)	1	1	1	1	1
軽費老人ホーム(生活支援ハウス) (箇所)	2	2	2	2	2
老人福祉センター(箇所)	0	0	0	0	0
在宅介護支援センター(箇所)	1	1	1	1	1

## 重点目標 2 健康で生きがいのあるまちづくり

### 【基本目標 4】介護予防と健康づくりの推進

高齢者が生きがいのある充実した生活を送るためには、心身が健康であることが重要です。高齢期になっても生き生きとした人生を過ごせるよう、関係課や関係機関が連携して様々な健康づくり施策を推進します。また、介護予防、フレイル予防に向けて「新見で～れ～ええ体操」の普及など、誰もが主体的に参加しやすい環境づくりに努めます。

#### 1 介護予防・フレイル予防の推進

##### 【具体的な取組】

取組名	取組内容
生活支援サービスの体制整備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 生活支援コーディネーターを生活圏域ごとに配置するとともに、第2層協議体（小地域ケア会議）の場を活用し、地域の関係者や多様な活動団体との情報共有や連携、協働を図りながら、地域の支え合い体制の構築や「互助力」の強化に取り組みます。</li><li>● 生活圏域における支え合いの推進とともに、第1層協議体の設置を目指し、市全体の支え合い体制を推進します。</li></ul>
介護予防活動の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 加齢により、心身の活力が低下し、要介護状態に陥ることを予防するため、保健師や栄養士を中心とした健康相談、健康教育を実施するとともに、市の広報紙や行政放送等を活用して、生活習慣病予防や介護予防、その他健康に関する知識の普及を図ります。</li><li>● 高齢者の健康意識の向上と健康づくりの自主的な取組を促し、健康寿命の延伸を目指します。</li><li>● 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施事業を全圏域で実施できるよう、取り組みます。また「新見で～れ～ええ体操」の普及に努めます。</li></ul>
介護予防・生活支援サービス事業の実施	<ul style="list-style-type: none"><li>● 従来の介護予防訪問介護、介護予防通所介護に相当するサービスに加え、ボランティア団体やNPO、民間企業、地域住民等、地域資源を活用した多様な主体の参画により、地域の実情に応じた様々なサービスを実施するとともに、担い手の確保に取り組みます。</li></ul>

【 介護予防普及啓発事業 】

	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	目標値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康教育等開催回数(回/年)	217	220	230	235	240
延べ参加人数(人/年)	2,634	2,634	2,700	2,750	2,800

【 地域介護予防活動支援事業 】

	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	目標値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
ふれあいいいきサロン(会場数)	66	68	70	72	74
いきいき健康アップ支援事業 (地域版)(会場数)	23	23	24	25	26
運動ふれあい地域づくり支援事業 (会場数)	15	15	15	15	15
延べ参加人数(人/年)	9,962	10,000	10,100	10,200	10,300

【 介護予防・日常生活支援総合事業利用者 】

	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	目標値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合事業訪問介護(人/月)	122	130	130	130	130
総合事業通所介護(人/月)	333	320	330	330	330
緩和型訪問介護(人/年)	2	3	5	5	5
助け合い訪問介護(人/年)	3	3	5	5	5
短期集中型通所サービス(人/年)	5	5	7	7	7

## 2 元気を維持する健康づくりの推進

### 【 具体的な取組 】

取組名	取組内容
特定健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査を実施します。</li> <li>● 健診受診環境の整備や制度の周知、未受診者への勧奨を進めるとともに、健診機関と連携を深め、受診率の向上に努めます。</li> </ul>
特定保健指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定健康診査の結果、メタボリックシンドロームのリスクが高いと判定された人を対象に、特定保健指導を実施します。</li> <li>● 特定保健指導の利用環境の整備や制度の周知を図るとともに、実施機関との連携を深め、利用率の向上に取り組みます。</li> </ul>
後期高齢者健康診査	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 後期高齢者医療制度加入者を対象に、医療機関による個別検診や拠点会場での集団検診による健康診査を実施します。</li> <li>● 受診率の向上に向け、健康診査の受診環境の整備や制度の周知の強化に取り組みます。</li> </ul>
国保人間ドック・後期高齢者人間ドックへの助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 40 歳以上 75 歳未満の国民健康保険加入者や後期高齢者医療制度加入者を対象に、短期人間ドック等の検査費用を助成するとともに、受診しやすい体制を整備し、対象者の健康の保持、増進を図ります。</li> <li>● 市の広報紙やホームページ、行政放送等を活用して、事業の周知を図り、自己健康管理に関する意識啓発に努めます。</li> </ul>
がん検診	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 検診を受診しやすい環境を整備して、受診率の向上を図り、がんの予防、早期発見に努めます。</li> </ul>
健康教育・健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての世代を対象に、生活習慣の見直しや改善ができるよう、あらゆる機会を通じて、地域で健康教育、健康相談を実施します。</li> <li>● 「おでかけ健康教室」は、働く世代が利用しやすい内容へ充実させるとともに、広報の充実にも努め、参加を促進します。</li> </ul>
感染症予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者を対象に、発病や重症化予防を目的としたインフルエンザと肺炎球菌予防接種の助成を行います。また、一人でも多く予防接種を受けてもらえるよう、市の広報紙等を活用した啓発活動に努めます。</li> </ul>

取組名	取組内容
健康づくり連絡会の開催	● 健康づくり連絡会で市の健康課題について協議し、課題解決に向けた活動計画や活動の活性化、評価等を行い、地域や職域で健康づくりについて考える意識を醸成します。
健康増進計画の推進	● 「新見市健康増進計画」に基づく健康づくり事業をはじめ、関係機関や団体と連携、協働により、若い世代からの健康づくりへの支援と介護予防の取組を推進します。

【 特定健康診査等受診状況 】

	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	目標値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
特定健康診査受診率(%)	46.6	44.0	48.0	48.0	48.0
特定保健指導利用率(%)	25.7	26.0	28.0	28.0	28.0
後期高齢者健康診査受診率(%)	22.2	22.5	24.0	25.0	25.0
国保人間ドック受診者数(人/年)	941	956	970	970	970
後期高齢者人間ドック受診者数 (人/年)	542	559	570	570	570

【 がん検診受診状況 】

	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	目標値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
胃がん受診率(%)	19.4	19.7	20.0	25.0	30.0
結核・肺がん受診率(%)	36.0	36.0	32.0	33.0	34.0
乳がん受診率(%)	31.1	31.3	32.0	33.0	34.0
子宮頸がん受診率(%)	18.3	18.3	20.0	25.0	30.0
大腸がん受診率(%)	35.2	35.4	37.0	38.0	39.0
前立腺がん受診率(%)	21.7	21.8	22.0	23.0	24.0

【 健康教育・健康相談 】

	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	目標値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康教育					
開催回数(回/年)	217	220	230	240	250
延べ参加人数(人/年)	2,830	2,850	2,900	2,950	3,000
健康相談					
開催回数(回/年)	29	30	31	32	33
延べ参加人数(人/年)	1,386	1,390	1,400	1,450	1,500

【 いきいき健康アップ支援事業 】

	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	目標値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
広域版参加人数(人/年)	154	154	160	170	180
地域版実施団体数(会場数)	23	23	24	25	26
地域版延べ参加人数	2,556	2,560	2,570	2,580	2,590

【 高齢者のインフルエンザ・肺炎球菌予防接種 】

	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	目標値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
インフルエンザ接種率(%)	60.1	61.0	62.0	63.0	64.0
肺炎球菌接種率(%)	6.0	6.0	6.5	7.0	7.5

## 【基本目標5】社会参加と生きがづくり

高齢者が、老人クラブ活動をはじめ様々な活動で活躍できる場を確保し、社会参加による介護予防と生きがづくりに努めるとともに、それぞれの知識や今までの経験を生かして活躍できる場を提案し、生きがづくりにつながるよう、また、地域社会に貢献ができるよう支援します。

### 1 社会参加活動の促進

#### 【 具体的な取組 】

取組名	取組内容
高齢者の就労支援	● 会員確保に向けた取組等、シルバー人材センターの運営を支援して高齢者の雇用機会の充実を図り「生涯現役社会」の実現を目指します。
老人クラブへの支援	● 友愛訪問や公共施設の清掃等社会奉仕の場として、また、健康づくりや教養の向上等生きがづくりの場として、老人クラブの活動を支援するとともに、老人クラブの活動への参加を促進します。

#### 【 老人クラブへの支援 】

	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	目標値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
クラブ数(件)	79	77	76	76	76
加入率(%)	35.5	34.7	34.6	34.6	34.6

## 2 生きがい活動への支援

### 【 具体的な取組 】

取組名	取組内容
生涯学習活動への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市の広報紙やホームページ、公民館便り、告知放送機器による放送、報道機関への情報連絡等を活用し「まなび広場にいみ」や各地域の公民館等で開催される生涯学習活動の情報を提供します。</li> </ul>
地域活動への参画推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民協働の地域づくりに高齢者の知識や経験を生かすなど、高齢者の地域活動への参画を促進し、生きがいづくりを推進します。</li> </ul>
スポーツ・レクリエーション活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ロコモ体操やラジオ体操の普及に努め、高齢者の運動習慣の定着を図ります。</li> <li>● 誰もが楽しむことのできるニュースポーツ（モルック、ラダーゲッター等）の普及を図るとともに、参加を促進し、高齢者のスポーツ活動の充実を図ります。</li> </ul>
世代間の交流	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 幅広い年齢層を対象とした生涯学習や文化、芸術活動、スポーツ活動の講座等を開催します。</li> <li>● 伝統芸能や長年培ってきた知識、技能の伝承を担う高齢者講師の確保に努めるとともに、子育て世代の若い親等への参加を促進し、地域の継承活動等の活性化を図ります。</li> </ul>
老人憩いの家の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 高齢者の健康の増進や教養の向上、レクリエーション等の場として老人憩いの家を活用し、より多くの人に参加しやすい生きがい活動を推進します。</li> </ul>
敬老事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で行われる敬老会を支援するとともに、長寿祝い金を贈呈して、長寿をお祝いします。</li> </ul>

## 重点目標3 適切に介護サービスを利用できるまちづくり

### 【基本目標6】介護保険事業の充実と円滑な運営

高齢者が要支援、要介護状態になっても、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を継続できるよう、介護保険サービスの充実を図るとともに、適正な要介護認定やサービス事業者の質の向上を促進します。また、介護保険サービス事業者に対する指導を行い、持続可能で適正な介護保険の運営に努めます。

#### 1 介護保険サービスの質の確保

##### 【具体的な取組】

取組名	取組内容
居宅サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 要介護等高齢者が住み慣れた家庭や地域で生活を継続できるよう、サービス提供事業者や近隣市町村等との連携を強化し、必要なサービスの確保、充実に努めます。</li><li>● 「介護予防・生活支援サービス事業」を推進し、多様なサービスによる支援体制の構築を目指します。</li></ul>
施設サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 施設サービスの利用ニーズを的確に把握し、サービス量の確保に努めるとともに、認知症対応型共同生活介護や小規模多機能型居宅介護等の居住系サービスとの調整を図ります。</li></ul>
地域密着型サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 制度変更等の影響もあり、今後も増加が見込まれる地域密着型サービスについて、日常生活圏域ごとの市民ニーズ等を把握しながら、必要なサービス量の確保、充実に努めます。</li><li>● 地域密着型サービスの提供にあたっては、各事業所の運営推進会議に職員が出席し、必要な指導、助言等を行い、地域に開かれたサービスの質の向上、開かれた運営の確保を図ります。</li></ul>

## 2 制度の適正・円滑な運営

### 【 具体的な取組 】

取組名	取組内容
要介護認定調査の適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 毎年、県主催の研修を受講し、要介護認定調査に必要な知識や技術の向上を図るとともに、認定調査の事後点検の徹底により、適正かつ公平な要介護認定に取り組みます。</li> </ul>
介護給付適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「岡山県介護給付適正化計画」に基づき、認定調査状況チェックやケアプランの点検、住宅改修等の点検、医療情報との突合、縦覧点検を通じて、適正給付の確保を図ります。</li> <li>● 介護支援専門員の資質向上に努めるとともに、ケアプランの質を高め、利用者の状態の維持、改善を図ります。</li> </ul>
利用者負担額軽減制度の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉法人等が、低所得で利用料の負担が困難な人や生活保護受給者の利用者負担を軽減した場合、当該法人に適正に助成を行います。</li> </ul>
人材の確保・育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会や新見公立大学、関係機関との連携を強化し、学生等若年層へ介護に対する正しい知識と、人の尊厳ある暮らしを支える専門職としてのやりがいを発信することにより、離職防止に努め、介護人材の確保に努めます。</li> <li>● 介護人材の確保や定着、育成のため、奨学支援金に代わる制度の見直しについて検討します。</li> </ul>
利用者の相談等への対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護サービスの利用者や家族、民生委員・児童委員等からの相談や苦情に対して、岡山県介護保険審査会や岡山県国民健康保険団体連合会等の関係機関と連携を図りながら、適切に対応します。</li> <li>● 高齢者の相談や苦情に対する相談窓口の充実を図るとともに、関係機関とのネットワークの強化、情報の共有化を図ります。</li> </ul>
福祉サービス第三者評価事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者におけるサービスの質や運営内容、経営内容等運営等の良否を専門的に判断、評価する福祉サービス第三者評価制度を周知するとともに、評価結果に基づき、運営推進会議等へ参加し、地域との協力体制づくりの強化を図ります。</li> </ul>

取組名	取組内容
介護支援専門員への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 施設指導担当や地域包括支援センターの主任介護支援専門員による、地域の介護支援専門員への相談、支援体制を充実します。また、介護支援専門員の資質の向上を目指した研修会の開催や支援困難事例への後方支援等に取り組み、利用者への適切なケアマネジメントの提供に努めます。</li> </ul>
事業者への指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者にサービスが適正に提供されるよう、介護サービス事業者に対する助言や指導を行い、介護サービスの質の向上を図ります。また、指定基準違反や介護報酬の不正請求等については、厳正に対応します。</li> </ul>

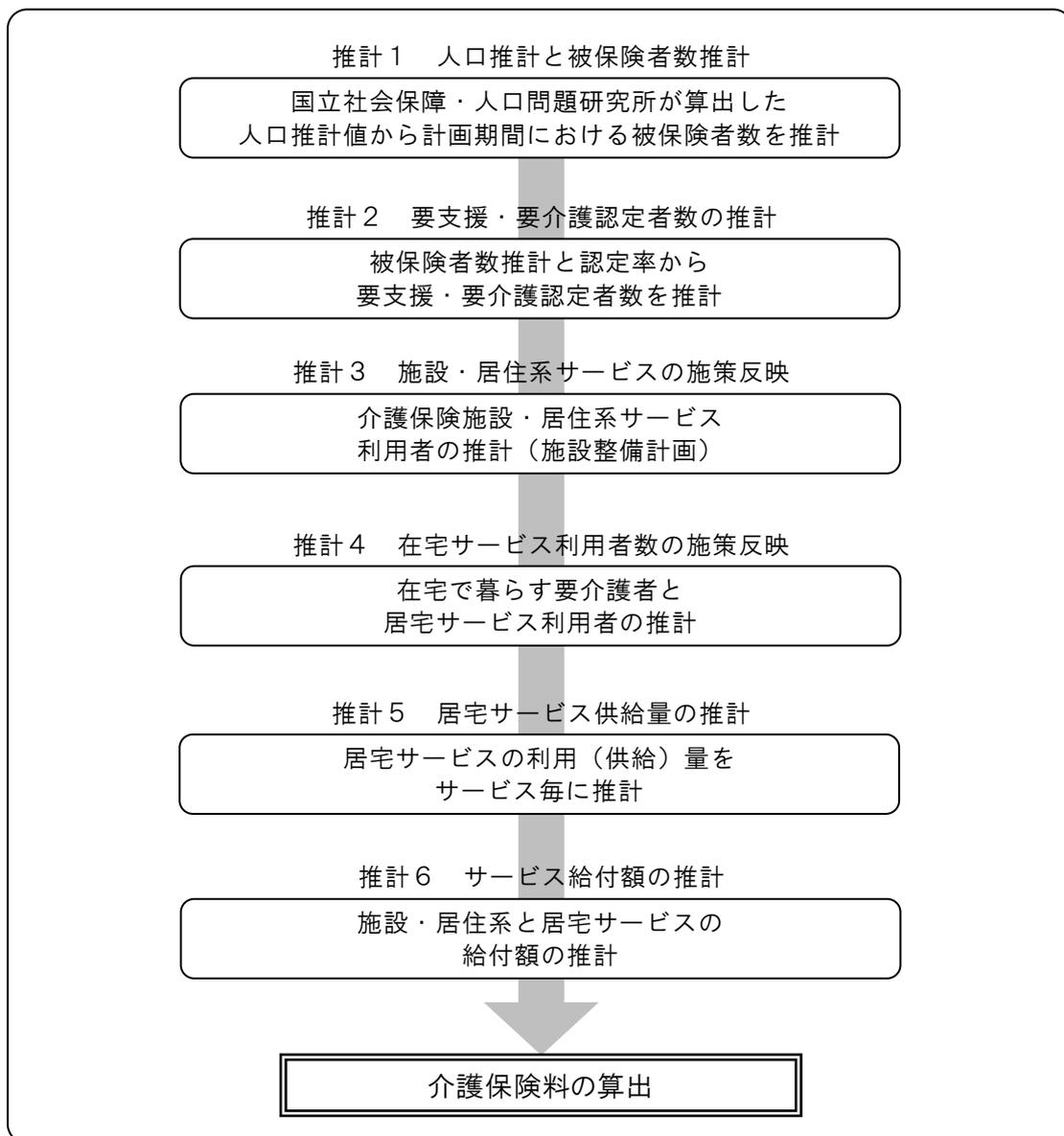
【 介護給付適正化への取組 】

		令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	目標値		
				令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定の適正化 (認定調査・点検実施数)(件)		2,216	2,200	2,200	2,200	2,200
ケアプラン の点検	ケアプランの点検件数 (件)	106	108	110	115	120
	住宅改修・福祉用具販 売等の点検(件)	405	398	405	410	415
医療情報との突合・縦覧点検(件)		12	10	10	10	10

## 第7章 介護保険サービス等の見込み

本計画期間の介護保険サービスの見込量等については、要支援・要介護認定者数、利用者数の伸びを推計し、サービスの提供実績及び各施設・居宅サービスの施策の方向性等を踏まえ、国の地域包括ケア「見える化」システムを活用し、サービス種類ごとの事業量を見込みました。

### 【「見える化」システムにおける給付見込量の将来推計算出手順】

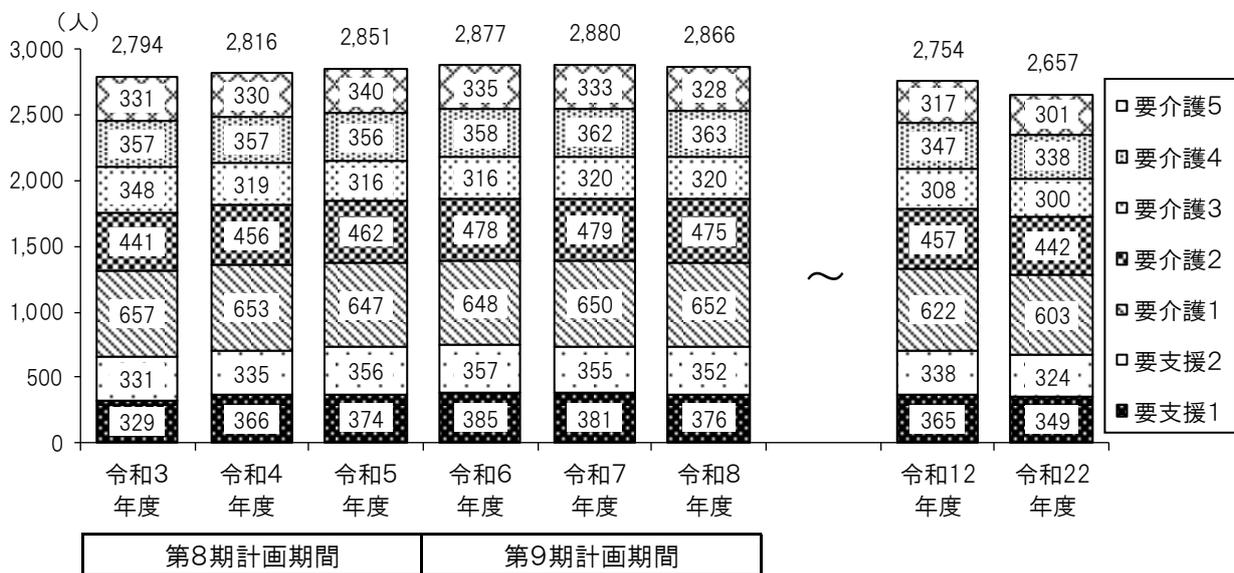


## 【1】要介護等認定者数の推計

本市の介護保険サービス対象者の基礎となる要介護等認定者数の将来推計を試算しました。試算方法は、過去の性別・年齢5歳階級別・要介護等認定者数から認定率（出現率）を算出し、人口推計結果に乗算して推計しています。

本計画（第9期計画）期間においては、要介護等認定者数はおおむね横ばいで推移すると予測されます。また、令和8年度における要支援1から要支援2までの予防給付対象者は728人（構成比25.4%）、要介護1から要介護5までの介護給付対象者は2,138人（同74.6%）と想定しています。

【要支援・要介護認定者数の推計値】

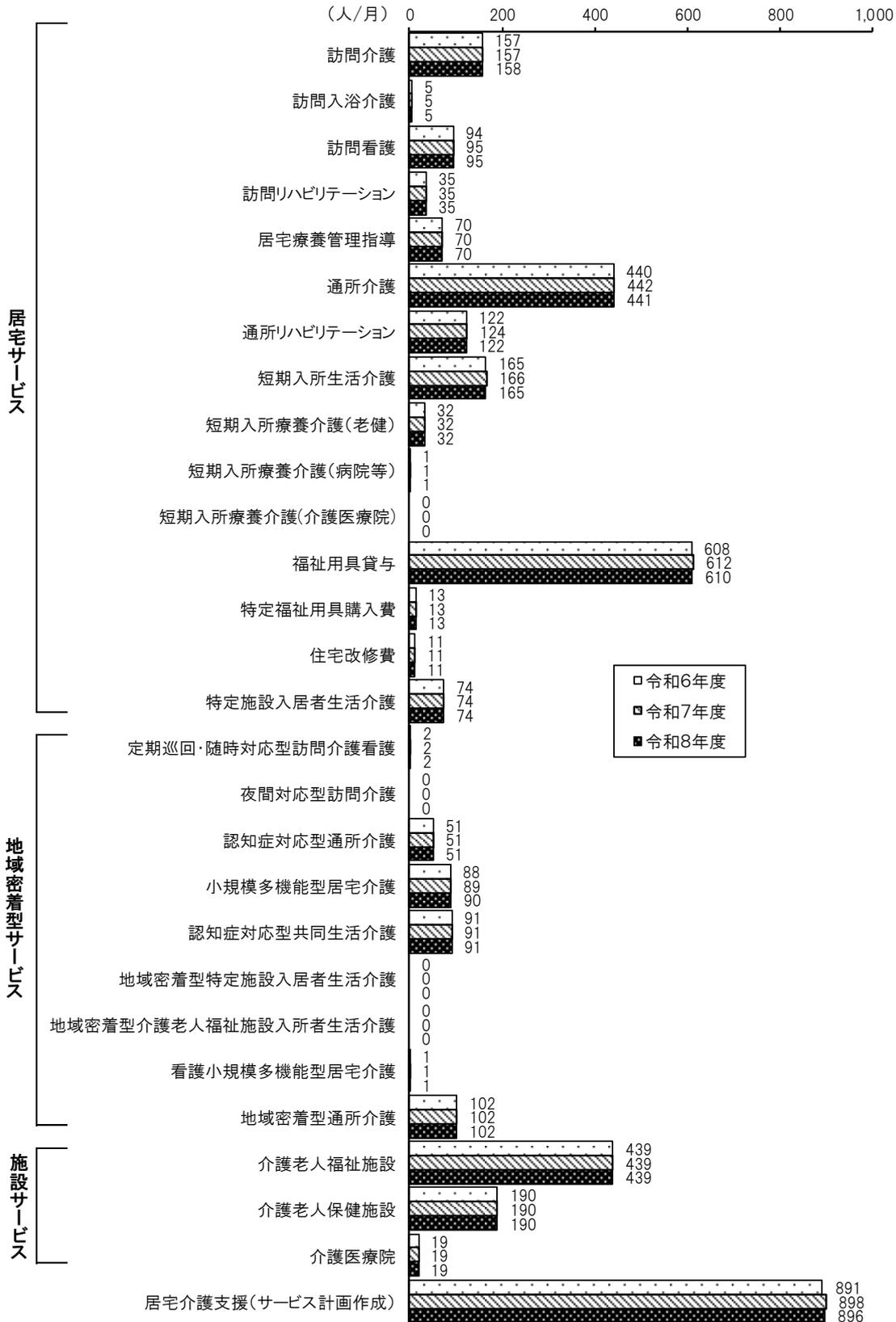


注：令和3年度～令和5年度は介護保険事業状況報告による実績値、令和6年度以降は推計値

## 【2】各サービスの見込量（全体傾向）

本計画期間における介護保険サービスの利用者数は、前期計画期間中の利用実績及び整備計画に基づき、次のとおり見込んでいます。

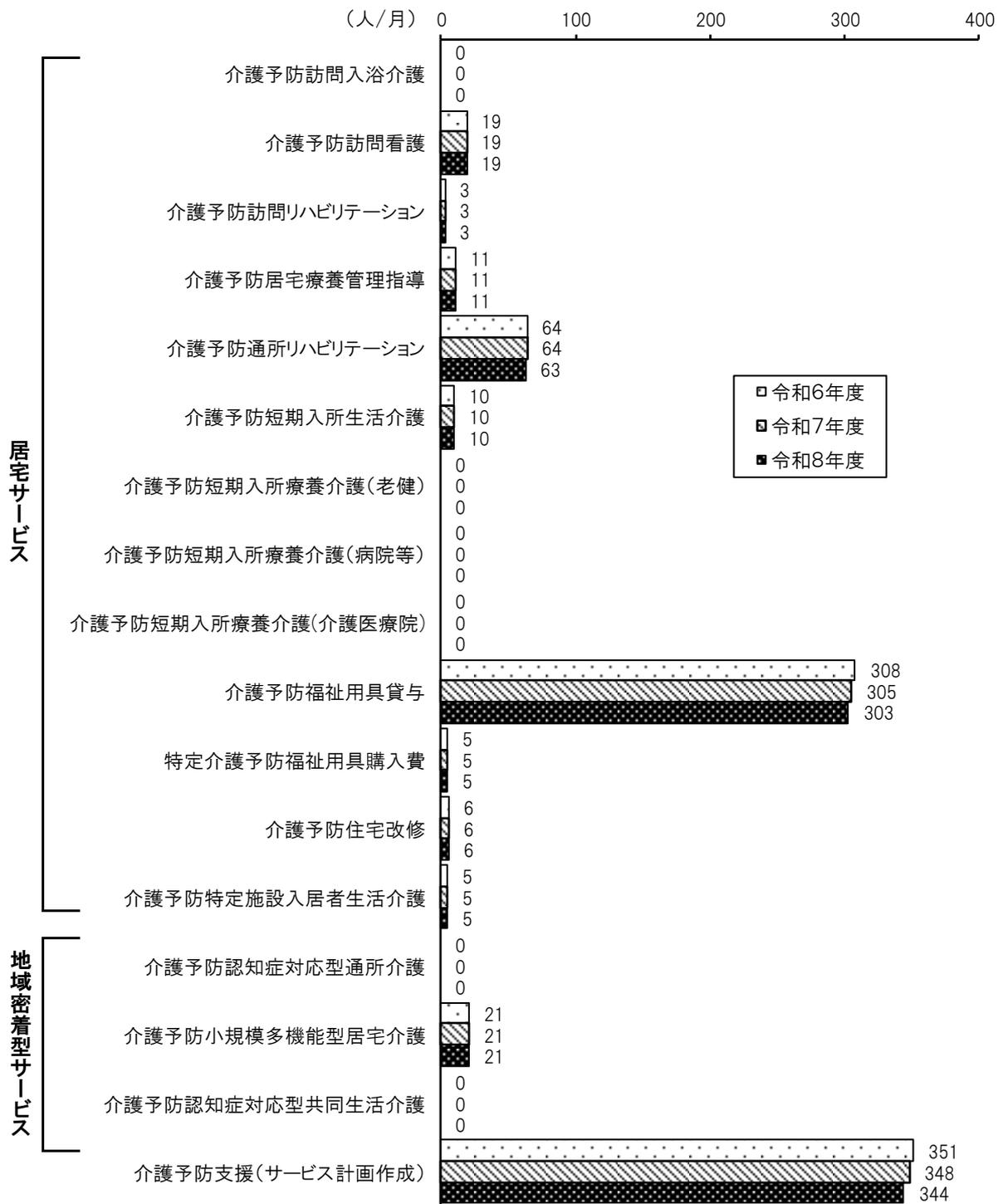
### 1 介護給付



## 介護給付

サービス種類		単位	第9期計画期間			参考	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス	訪問介護	回/月	2,363	2,356	2,364	2,274	2,173
		人/月	157	157	158	151	145
	訪問入浴介護	回/月	22	22	22	22	22
		人/月	5	5	5	5	5
	訪問看護	回/月	622	629	629	602	582
		人/月	94	95	95	91	88
	訪問リハビリテーション	回/月	323	323	323	314	306
		人/月	35	35	35	34	33
	居宅療養管理指導	人/月	70	70	70	68	64
	通所介護	回/月	3,727	3,743	3,734	3,575	3,455
		人/月	440	442	441	422	408
	通所リハビリテーション	回/月	862	877	864	841	792
		人/月	122	124	122	119	112
	短期入所生活介護	日/月	1,727	1,737	1,729	1,640	1,603
		人/月	165	166	165	157	153
	短期入所療養介護(老健)	日/月	275	275	275	275	266
		人/月	32	32	32	32	31
	短期入所療養介護(病院等)	日/月	10	10	10	10	10
		人/月	1	1	1	1	1
	短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0
人/月		0	0	0	0	0	
福祉用具貸与	人/月	608	612	610	583	564	
特定福祉用具購入費	人/月	13	13	13	13	13	
住宅改修費	人/月	11	11	11	11	11	
特定施設入居者生活介護	人/月	74	74	74	72	69	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	2	2	2	2	2
	夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	回/月	469	469	469	451	442
		人/月	51	51	51	49	48
	小規模多機能型居宅介護	人/月	88	89	90	86	83
	認知症対応型共同生活介護	人/月	91	91	91	88	85
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	1	1	1	1	1	
地域密着型通所介護	回/月	923	923	923	896	859	
	人/月	102	102	102	99	95	
施設サービス	介護老人福祉施設	人/月	439	439	439	421	406
	介護老人保健施設	人/月	190	190	190	183	179
	介護医療院	人/月	19	19	19	18	18
居宅介護支援(サービス計画作成)	人/月	891	898	896	855	828	

## 2 介護予防給付



## 介護予防給付

サービス種類		単位	第9期計画期間			参考	
			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回/月	81	81	81	77	77
		人/月	19	19	19	18	18
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	36	36	36	36	36
		人/月	3	3	3	3	3
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	11	11	11	10	10
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	64	64	63	60	58
	介護予防短期入所生活介護	日/月	48	48	48	44	44
		人/月	10	10	10	9	9
	介護予防短期入所療養介護(老健)	日/月	0	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	日/月	0	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日/月	0	0	0	0	0
人/月		0	0	0	0	0	
介護予防福祉用具貸与	人/月	308	305	303	292	280	
特定介護予防福祉用具購入費	人/月	5	5	5	5	5	
介護予防住宅改修	人/月	6	6	6	6	6	
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	5	5	5	5	5	
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0	0	0	0	0
		人/月	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	21	21	21	20	20
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	
介護予防支援(サービス計画作成)	人/月	351	348	344	332	317	

### 【3】日常生活圏域別地域密着型サービスの見込量

#### 1 介護給付

##### 【認知症対応型通所介護】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	10	10	10	10	10
新見中部地域	11	11	11	10	10
新見南部地域	11	11	11	10	10
大佐支局地域	6	6	6	5	5
神郷支局地域	3	3	3	4	3
哲多支局地域	5	5	5	5	5
哲西支局地域	5	5	5	5	5

##### 【小規模多機能型居宅介護】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	18	18	18	18	17
新見中部地域	19	19	19	18	17
新見南部地域	18	19	19	18	17
大佐支局地域	10	10	10	9	9
神郷支局地域	6	6	6	6	6
哲多支局地域	9	9	10	9	9
哲西支局地域	8	8	8	8	8

##### 【認知症対応型共同生活介護】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	19	19	19	18	17
新見中部地域	19	19	19	19	18
新見南部地域	19	19	19	18	18
大佐支局地域	10	10	10	10	9
神郷支局地域	6	6	6	6	6
哲多支局地域	10	10	10	9	9
哲西支局地域	8	8	8	8	8

##### 【看護小規模多機能型居宅介護】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	0	0	0	0	0
新見中部地域	1	1	1	1	1
新見南部地域	0	0	0	0	0
大佐支局地域	0	0	0	0	0
神郷支局地域	0	0	0	0	0
哲多支局地域	0	0	0	0	0
哲西支局地域	0	0	0	0	0

## 【地域密着型通所介護】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	21	21	21	20	19
新見中部地域	22	22	22	21	20
新見南部地域	21	21	21	21	20
大佐支局地域	11	11	11	11	10
神郷支局地域	7	7	7	7	7
哲多支局地域	11	11	11	10	10
哲西支局地域	9	9	9	9	9

## 【その他のサービス※】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	0	0	0	0	0
新見中部地域	0	0	0	0	0
新見南部地域	0	0	0	0	0
大佐支局地域	0	0	0	0	0
神郷支局地域	0	0	0	0	0
哲多支局地域	0	0	0	0	0
哲西支局地域	0	0	0	0	0

※「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」「夜間対応型訪問介護」「地域密着型特定施設入居者生活介護」  
「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」

## 2 介護予防給付

## 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	4	4	4	4	4
新見中部地域	5	5	5	4	4
新見南部地域	4	4	4	4	4
大佐支局地域	2	2	2	2	2
神郷支局地域	2	2	2	2	2
哲多支局地域	2	2	2	2	2
哲西支局地域	2	2	2	2	2

## 【その他のサービス※】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	0	0	0	0	0
新見中部地域	0	0	0	0	0
新見南部地域	0	0	0	0	0
大佐支局地域	0	0	0	0	0
神郷支局地域	0	0	0	0	0
哲多支局地域	0	0	0	0	0
哲西支局地域	0	0	0	0	0

※「介護予防認知症対応型通所介護」「介護予防認知症対応型共同生活介護」

### 3 必要利用定員

【認知症対応型通所介護】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	14	14	14	14	13
新見中部地域	12	12	12	11	11
新見南部地域	12	12	12	11	11
大佐支局地域	6	6	6	6	6
神郷支局地域	4	4	4	4	4
哲多支局地域	6	6	6	6	6
哲西支局地域	6	6	6	6	5
合計	60	60	60	58	56

【小規模多機能型居宅介護】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	21	21	21	20	19
新見中部地域	20	20	20	19	19
新見南部地域	19	19	19	18	18
大佐支局地域	10	10	10	10	9
神郷支局地域	6	6	6	6	6
哲多支局地域	10	10	10	9	9
哲西支局地域	8	8	8	8	7
合計	94	94	94	90	87

【小規模多機能型居宅介護(予防給付)】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	7	7	7	6	6
新見中部地域	6	6	6	6	6
新見南部地域	6	6	6	6	6
大佐支局地域	3	3	3	3	3
神郷支局地域	3	3	3	3	3
哲多支局地域	3	3	3	3	3
哲西支局地域	3	3	3	3	3
合計	31	31	31	30	30

【認知症対応型共同生活介護】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	20	20	20	19	19
新見中部地域	21	21	21	20	20
新見南部地域	21	21	21	20	19
大佐支局地域	11	11	11	11	10
神郷支局地域	7	7	7	7	6
哲多支局地域	10	10	10	10	10
哲西支局地域	9	9	9	9	8
合計	99	99	99	96	92

【地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

(単位:人)

圏域名	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
新見北部地域	0	0	0	0	0
新見中部地域	0	0	0	0	0
新見南部地域	0	0	0	0	0
大佐支局地域	0	0	0	0	0
神郷支局地域	0	0	0	0	0
哲多支局地域	0	0	0	0	0
哲西支局地域	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

#### 4 施設の整備計画

(単位:人)

圏域名	(介護予防)認知症対応型共同生活介護			(介護予防)小規模多機能型居宅介護		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
新見北部地域	0	0	0	0	0	0
新見中部地域	0	0	0	0	0	0
新見南部地域	0	0	0	0	0	0
大佐支局地域	0	0	0	0	0	0
神郷支局地域	0	0	0	0	0	0
哲多支局地域	0	0	0	0	0	0
哲西支局地域	0	0	0	0	0	0

## 【4】介護保険給付費の見込み

### 1 介護給付費の見込額

(単位:千円)

サービス種類		第9期計画期間			参考	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス	訪問介護	86,133	86,047	86,418	82,946	79,390
	訪問入浴介護	3,330	3,334	3,334	3,334	3,334
	訪問看護	53,802	54,604	54,604	52,160	50,364
	訪問リハビリテーション	11,296	11,311	11,311	10,990	10,685
	居宅療養管理指導	8,785	8,786	8,786	8,569	8,070
	通所介護	327,006	329,187	327,931	314,354	303,653
	通所リハビリテーション	88,695	90,563	89,065	86,883	81,509
	短期入所生活介護	170,980	172,055	171,243	162,325	158,896
	短期入所療養介護(老健)	31,509	31,549	31,549	31,549	30,543
	短期入所療養介護(病院等)	1,145	1,146	1,146	1,146	1,146
	短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	94,138	94,844	94,420	90,354	87,328
	特定福祉用具購入費	4,655	4,655	4,655	4,655	4,655
	住宅改修費	9,477	9,477	9,477	9,477	9,477
特定施設入居者生活介護	170,910	171,126	171,126	166,885	159,612	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,540	1,542	1,542	1,542	1,542
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	59,716	59,792	59,792	57,757	56,644
	小規模多機能型居宅介護	215,053	218,613	222,143	211,518	204,422
	認知症対応型共同生活介護	277,420	277,771	277,771	268,725	259,499
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	2,165	2,167	2,167	2,167	2,167
	地域密着型通所介護	94,635	94,755	94,697	92,132	88,101
施設サービス	介護老人福祉施設	1,427,926	1,429,733	1,429,733	1,369,007	1,319,220
	介護老人保健施設	645,723	646,540	646,540	621,840	608,380
	介護医療院	79,711	79,812	79,812	75,336	75,336
居宅介護支援(サービス計画作成)		162,490	164,115	163,722	156,256	151,356
合計(介護給付費)		4,028,240	4,043,524	4,042,984	3,881,907	3,755,329

## 2 介護予防給付費の見込額

(単位:千円)

サービス種類		第9期計画期間			参考	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	5,980	5,987	5,987	5,654	5,654
	介護予防訪問リハビリテーション	1,141	1,143	1,143	1,143	1,143
	介護予防居宅療養管理指導	788	789	789	713	713
	介護予防通所リハビリテーション	23,926	23,957	23,689	22,459	21,711
	介護予防短期入所生活介護	3,482	3,487	3,487	3,149	3,149
	介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	0	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	32,554	32,245	32,034	30,861	29,600
	特定介護予防福祉用具購入費	1,619	1,619	1,619	1,619	1,619
	介護予防住宅改修	5,428	5,428	5,428	5,428	5,428
	介護予防特定施設入居者生活介護	4,180	4,186	4,186	4,186	4,186
	地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		20,171	20,197	20,197	19,113	19,113
介護予防認知症対応型共同生活介護		0	0	0	0	0
介護予防支援(サービス計画作成)		19,265	19,125	18,905	18,245	17,421
合計(介護予防給付費)		118,534	118,163	117,464	112,570	109,737

## 3 総給付費の見込額

(単位:千円)

		第9期計画期間			参考	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総給付費		4,146,774	4,161,687	4,160,448	3,994,477	3,865,066
介護給付費		4,028,240	4,043,524	4,042,984	3,881,907	3,755,329
介護予防給付費		118,534	118,163	117,464	112,570	109,737

(単位:千円)

		第9期計画期間			参考	
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
総給付費		4,146,774	4,161,687	4,160,448	3,994,477	3,865,066
在宅サービス		1,540,904	1,552,519	1,551,280	1,488,498	1,438,833
居住系サービス		452,510	453,083	453,083	439,796	423,297
施設サービス		2,153,360	2,156,085	2,156,085	2,066,183	2,002,936

#### 4 標準給付費の見込額

(単位:千円)

	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
標準給付費	4,467,829	4,483,478	4,480,675	4,297,580	4,157,494
総給付費	4,146,774	4,161,687	4,160,448	3,994,477	3,865,066
特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	201,559	202,025	201,043	190,256	183,555
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	100,369	100,620	100,131	94,539	91,209
高額医療合算介護サービス費等給付額	15,176	15,191	15,118	14,527	14,015
算定対象審査支払手数料	3,950	3,955	3,935	3,782	3,648
審査支払手数料支払件数(件)	56,435	56,494	56,219	54,022	52,120

#### 5 地域支援事業費の見込額

(単位:千円)

	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
地域支援事業費	183,521	182,950	182,297	170,319	150,294
介護予防・日常生活支援総合事業費	97,720	97,416	97,070	89,272	76,318
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	52,073	51,911	51,726	47,204	40,134
包括的支援事業(社会保障充実分)	33,727	33,622	33,502	33,843	33,843

#### 6 介護保険給付費の見込額

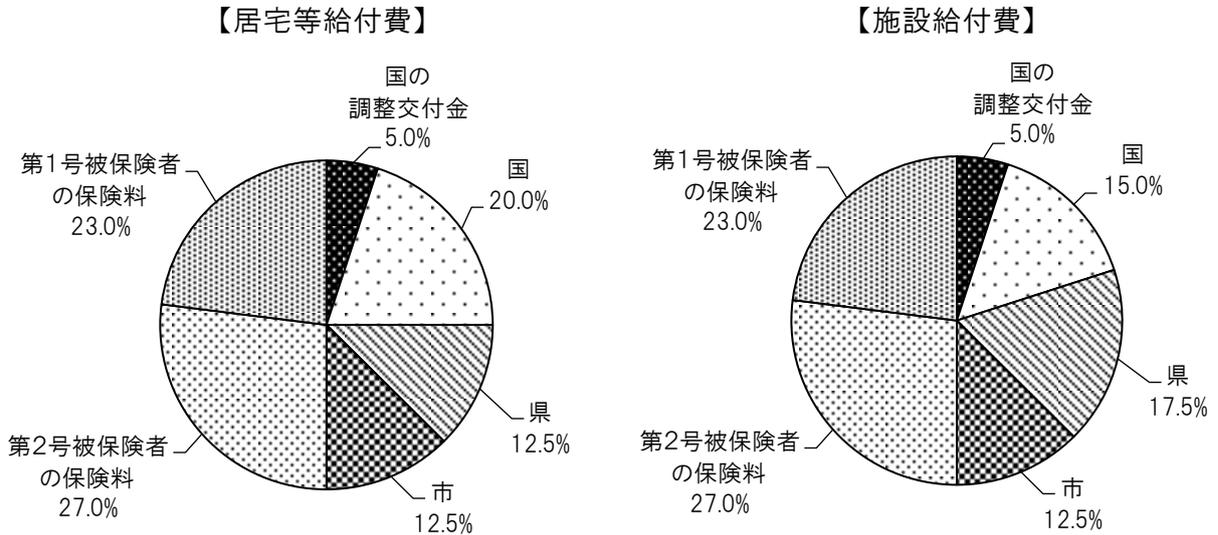
(単位:千円)

	第9期計画期間			参考	
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護保険給付費	4,651,350	4,666,428	4,662,972	4,467,899	4,307,788
標準給付費	4,467,829	4,483,478	4,480,675	4,297,580	4,157,494
地域支援事業費	183,521	182,950	182,297	170,319	150,294

## 【5】第1号被保険者の介護保険料

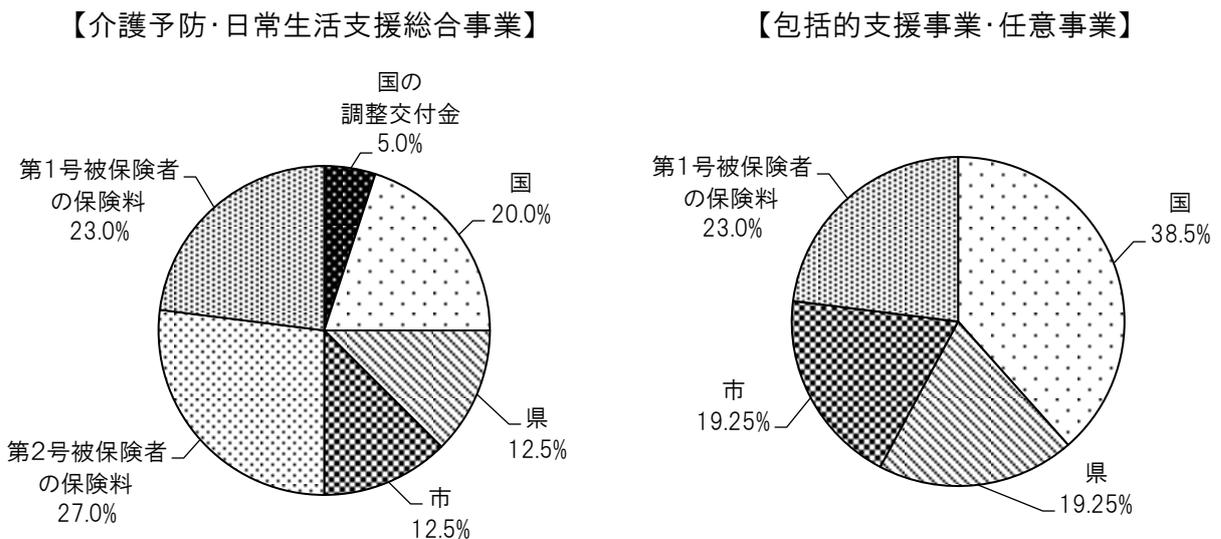
### 1 介護保険料の財源構成

介護保険給付費は、50%を公費、50%を保険料で負担します。本計画期間においては、第1号被保険者（65歳以上の方）の負担割合は、介護保険給付費の23%となります。



地域支援事業費については、大きく介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業に分けることができます。

介護予防・日常生活支援総合事業については、上記の居宅給付費の財源内訳と同様になっています。包括的支援事業及び任意事業については、第1号被保険者の保険料と公費のみで構成されています。



## 2 保険料収納必要額

(単位:千円)

	第9期計画期間			合計
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
標準給付費見込額	4,467,829	4,483,478	4,480,675	13,431,982
地域支援事業費	183,521	182,950	182,297	548,768
第1号被保険者負担分相当額	1,069,810	1,073,278	1,072,484	3,215,572
調整交付金相当額	228,277	229,045	228,887	686,209
調整交付金見込交付割合	9.53%	9.24%	8.84%	-
調整交付金見込額	435,097	423,275	404,673	1,263,045
財政安定化基金拠出金見込額				0
財政安定化基金償還金				0
準備基金の残高(令和5年度末見込)				562,177
準備基金取崩額				151,200
市町村特別給付費等				0
市町村相互財政安定化事業負担額				0
市町村相互財政安定化事業交付額				0
保険料収納必要額				2,487,537
所得段階別加入割合補正後被保険者数	11,376	11,249	11,078	33,704
予定保険料収納率(%)				99.2
保険料基準額(月額):見込み				6,200 円

### 3 第1号被保険者（65歳以上）の所得段階別介護保険料

所得段階	対象者	保険料調整率	保険料(円)年額
第1段階	世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者	基準額× 0.285	21,210円
	世帯全員が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の人	基準額× 0.485	36,090円
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の人	基準額× 0.685	50,970円
第4段階	世帯に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円以下の人	基準額× 0.90	66,960円
第5段階	世帯に市民税課税者がおり、本人が市民税非課税で、本人の課税年金収入額+その他の合計所得金額が80万円超の人	基準額× 1.00	74,400円
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額× 1.20	89,280円
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.30	96,720円
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.50	111,600円
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額× 1.70	126,480円
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額× 1.90	141,360円
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額× 2.10	156,240円
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額× 2.30	171,120円
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が720万円以上の人	基準額× 2.40	178,560円

## 第8章 計画の推進

### 1 庁内推進体制の充実

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部署が連携を図りながら、保健、医療、権利擁護、生涯学習など分野横断的に様々な取組を進めるとともに、地域住民をはじめ、社会福祉協議会やサービス提供事業所、医師会、住民ボランティアやNPOなどとの連携を強化し、取組を推進します。

### 2 計画の普及・啓発

本計画の推進にあたっては、行政、市民、関係団体や関係機関が連携、協働しながら取り組むことが重要です。そのため、広報紙やホームページ等をはじめとする多様な媒体を活用し、本計画に基づく事業の実施内容について周知を図ります。また、あらゆる機会を通して、市民や関係団体等からの意見やニーズを把握し、施策への反映を図ります。

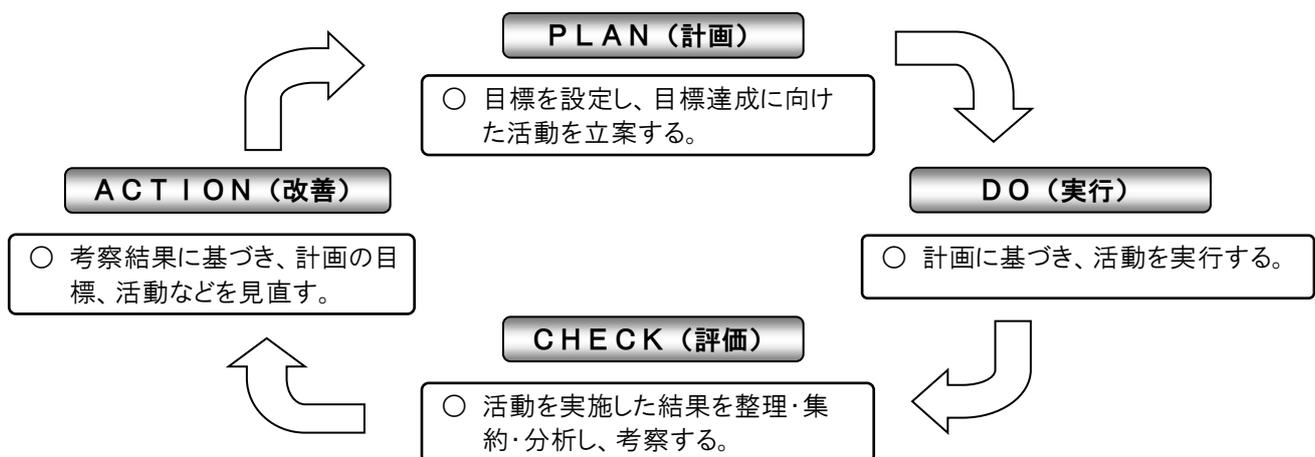
### 3 新見市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会の意見の反映

本計画は、有識者や関係団体の代表、公募市民等で構成する「新見市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」の意見や提言を基に策定しており、その推進にあたっては、同委員会の意向を十分に尊重しながら施策への反映を図ります。

### 4 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（改善）による進行管理（PDCAサイクル）に基づき、進捗状況を管理するとともに、次の施策に生かすために必要に応じて改善を図ります。

【 PDCAサイクルのプロセスイメージ 】



## 【1】新見市高齢者保健福祉計画策定委員会規則

平成17年3月31日

規則第89号

改正 平成18年3月30日規則第42号

平成20年7月31日規則第44号

平成22年3月25日規則第13号

平成23年6月2日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、新見市附属機関設置条例（平成17年新見市条例第18号）第4条の規定に基づき、新見市高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、次の各号に掲げる事項を審議し、その結果を市長に意見具申するものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画の策定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市の職員
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員のうちから互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課が行う。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成18年3月30日規則第42号）抄

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月31日規則第44号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日規則第13号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年6月2日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

## 【2】新見市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成17年6月1日

告示第187号

改正 平成18年4月13日告示第60号

平成22年3月26日告示第71号

(設置)

第1条 本市に新見市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 本市における要介護者及び要支援者に関する現状分析及び今後の望ましい方向性について検討を加え、新見市老人保健福祉計画と整合性をもたせながら、効果的な介護保険事業を推進するために新見市介護保険事業計画を策定することを目的とする。

(任務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために、次の事項について提言を行うものとする。

- (1) 要介護者、要支援者の現状分析及び介護給付等の評価、問題点等の把握に関すること。
- (2) 介護給付等対象サービス量の見込みに関すること。
- (3) 介護給付等のサービス提供体制の確保のための方策に関すること。
- (4) 保健福祉の環境整備に関すること。
- (5) その他計画策定にあたって必要と認めた事項

(委員)

第4条 委員会の委員は、20人以内で構成し、保健福祉、老人福祉に精通している者及び市内の実情に優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会の庶務は、介護保険課において所管する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、新見市介護保険事業計画の策定完了までとする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 会議には、必要に応じて指導者又はアドバイザーを置くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年新見市条例第45号）の定めるところによる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年4月13日告示第60号）

この告示は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月26日告示第71号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

### 【3】高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員名簿

(敬称略)

番号	区分	団体名	役職	氏名	備考	
1	市議会議員	新見市議会 文教福祉常任委員会	委員長	小河 俊文		
2	学識経験者	公立大学法人 新見公立大学	教授	山本 浩史		
3	関係団体	一般社団法人 新見医師会	会長	太田 隆正		
4		新見市身体障害者福祉協会	会長	横田 正		
5		社会福祉法人 哲西福祉会 特別養護老人ホーム哲西荘	施設長	藤村 晃		
6		社会福祉法人 恵愛会 特別養護老人ホームおおさ苑	事務局長	山形 昌之		
7		岡山県健康の森学園支援学校	副校長	上野 信義		
8		新見市障害者自立支援協議会	会長	奈須 利雄		
9		新見市民生委員児童委員協議会	会長	船越 孝則		
10		新見市愛育委員会	会長	平田 国子		
11		新見市社会福祉協議会	会長	逸見 孝明		
12		新見市PTA連合会	副会長	仲田 一行		
13		新見市老人クラブ連合会	女性委員会 委員長	谷村 悦子		
14		支えあう野部の里	会長	中山 淳子		
15		上市地区社会福祉協議会	会長	宮本 幸子		
16		関係行政機関	岡山県備中県民局 新見地域事務所 新見地域保健課	課長	小椋 泉	
17			新見市福祉部	部長	古家 孝之	

## 【4】策定経過

期 日	内 容
令和5年1月	○ 在宅介護実態調査の実施
令和5年2～3月	○ 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施
令和5年7月27日（木）	<u>第1回 策定委員会</u> ○ 委員長・副委員長の選任について ○ 計画策定の概要・アンケートについて
令和5年11月29日（水）	<u>第2回 策定委員会</u> ○ 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について
令和6年2月2日（金）	<u>第3回 策定委員会</u> ○ 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画案について
令和6年2月19日（月） ～3月11日（月）	○ パブリックコメントの実施
令和6年3月28日（木）	<u>第4回策定委員会</u> ○ パブリックコメントの結果について ○ 第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（最終案）について

## 第9期 新見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

---

発 行 / 令和6年3月

発 行 者 / 岡山県 新見市

〒718-8501 岡山県新見市新見310-3

TEL (0867) 72-3148

FAX (0867) 72-1407

---